第１７回政策評価に関する有識者会議
議事次第

平成２３年７月２０日（水）
９：００～１２：３０
専用第２３会議室

１　開会

２　議事
（１）厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第２期）の改定について
（２）平成２３年度に実施する政策評価について
①労働条件の確保・改善
②児童虐待防止、DV 防止
③医療従事者確保
④難病、ハンセン病、エイズ対策
⑤麻薬・覚せい剤等の乱用防止
⑥年金制度改革
（３）総合評価書の説明

３　閉会

＜添付資料＞
【議題（１）関係】
資料１－１　政策評価基本計画と実施計画と政策体系
資料１－２　政策評価の見直し
資料１－３　厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第２期）

【議題（２）関係】
資料２　実績評価書

【議題（３）関係】
資料３－１　総合評価書概要
資料３－２　総合評価書

【参考配布】
参考　モニタリング結果報告書

第17回政策評価に関する有識者会議

（①労働基準局）

平成23年7月20日(水)
9：00～12:30
専用第23会議室

園野委員　高橋座長　野川委員　福田委員

速記

篠原委員　河北委員　梅田委員　渥美委員

本田委員　山田委員　菊池委員

労働基準局労働条件政策課長補佐　労働基準局労働条件政策課賃金時間室副主任中央賃金指導官　労働基準局監督課長補佐　政策評価審議官　政策評価官　政策評価官室長補佐

入口

第17回政策評価に関する有識者会議
（②雇用均等・児童家庭局）

平成23年7月20日(水)
9:00～12:30
専用第23会議室

速記

○園野委員　○高橋座長　○野川委員　○福田委員

篠原委員○　　　　○本田委員
河北委員○　　　　○山田委員
梅田委員○　　　　○菊池委員
渥美委員○

○雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室長
○雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長
○雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室長
○政策評価審議官
○政策評価官
○政策評価官室長補佐

入口

第17回政策評価に関する有識者会議

（③医政局）

平成23年7月20日(水)
9:00～12:30
専用第23会議室

速記

園野委員　高橋座長　野川委員　福田委員

篠原委員　河北委員　梅田委員　渥美委員

本田委員　山田委員　菊池委員

医事課長補佐　医政局　政策評価審議官　政策評価官　政策評価官室長補佐

入口

第17回政策評価に関する有識者会議

（④健康局）

平成23年7月20日(水)
9:00～12:30
専用第23会議室

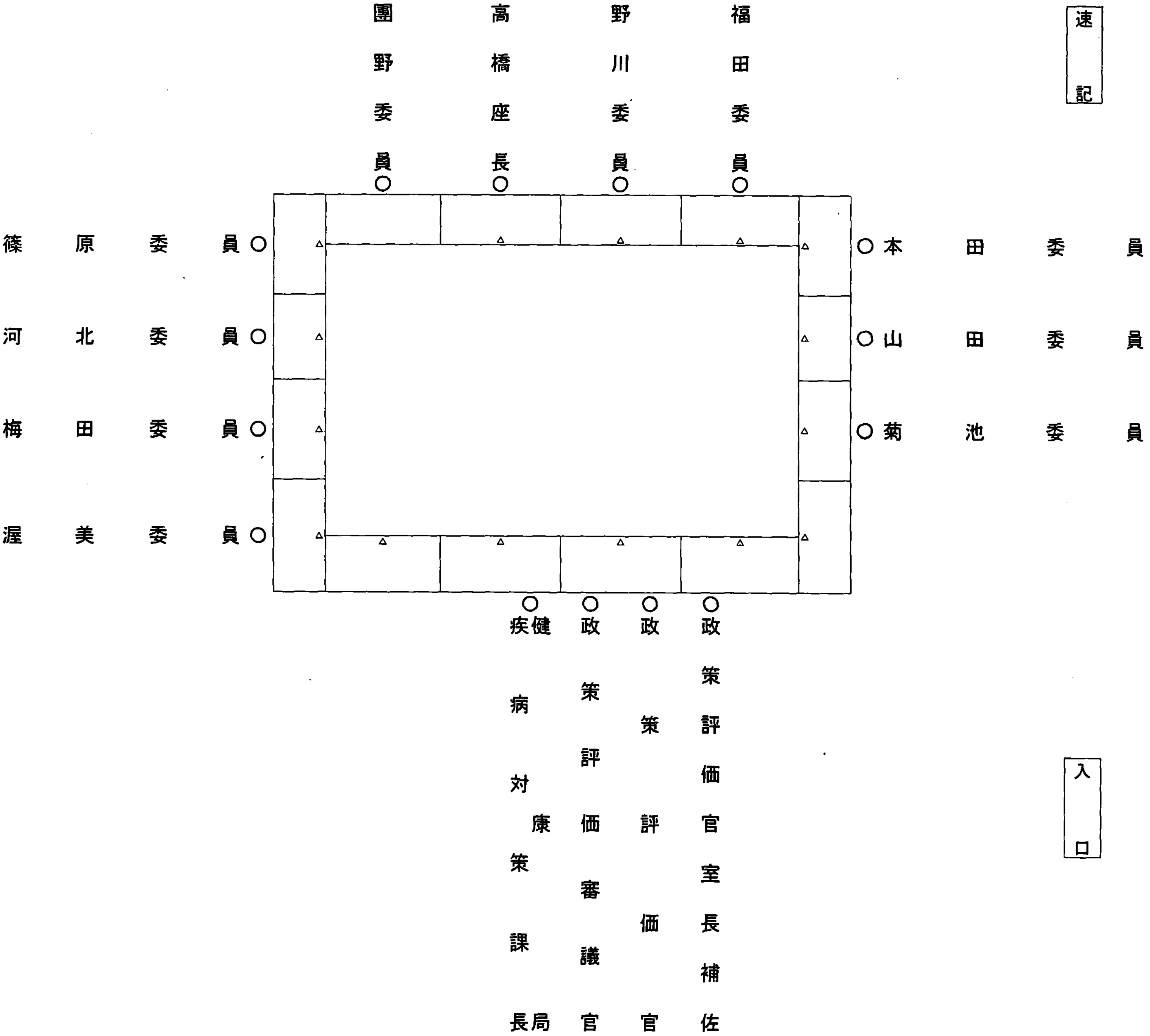

第17回政策評価に関する有識者会議

（⑤医薬食品局）

平成23年7月20日(水)
9:00～12:30
専用第23会議室

速記

園野委員　高橋座長　野川委員　福田委員

篠原委員
河北委員
梅田委員
渥美委員

本田委員
山田委員
菊池委員

医薬食品局監視指導・麻薬対策課長　政策評価審議官　政策評価官　政策評価官室長補佐

入口

第17回政策評価に関する有識者会議

（⑥年金局）

平成23年7月20日(水)
9：00～12:30
専用第23会議室

速記

團野委員　高橋座長　野川委員　福田委員

篠原委員
河北委員
梅田委員
渥美委員

本田委員
山田委員
菊池委員

年金局総務課長　政策評価審議官　政策評価官　政策評価官室長補佐

入口

政策評価
基本計画と実施計画と政策体系

基本計画

- 3～5年ごとに作成。
- 現在、第2期基本計画期間（平成19～23年度）
- 政策体系の大枠、評価方針等を決定。

実施計画

- 毎年度策定
- 政策体系の細部、事後評価の具体的な対象等を決定

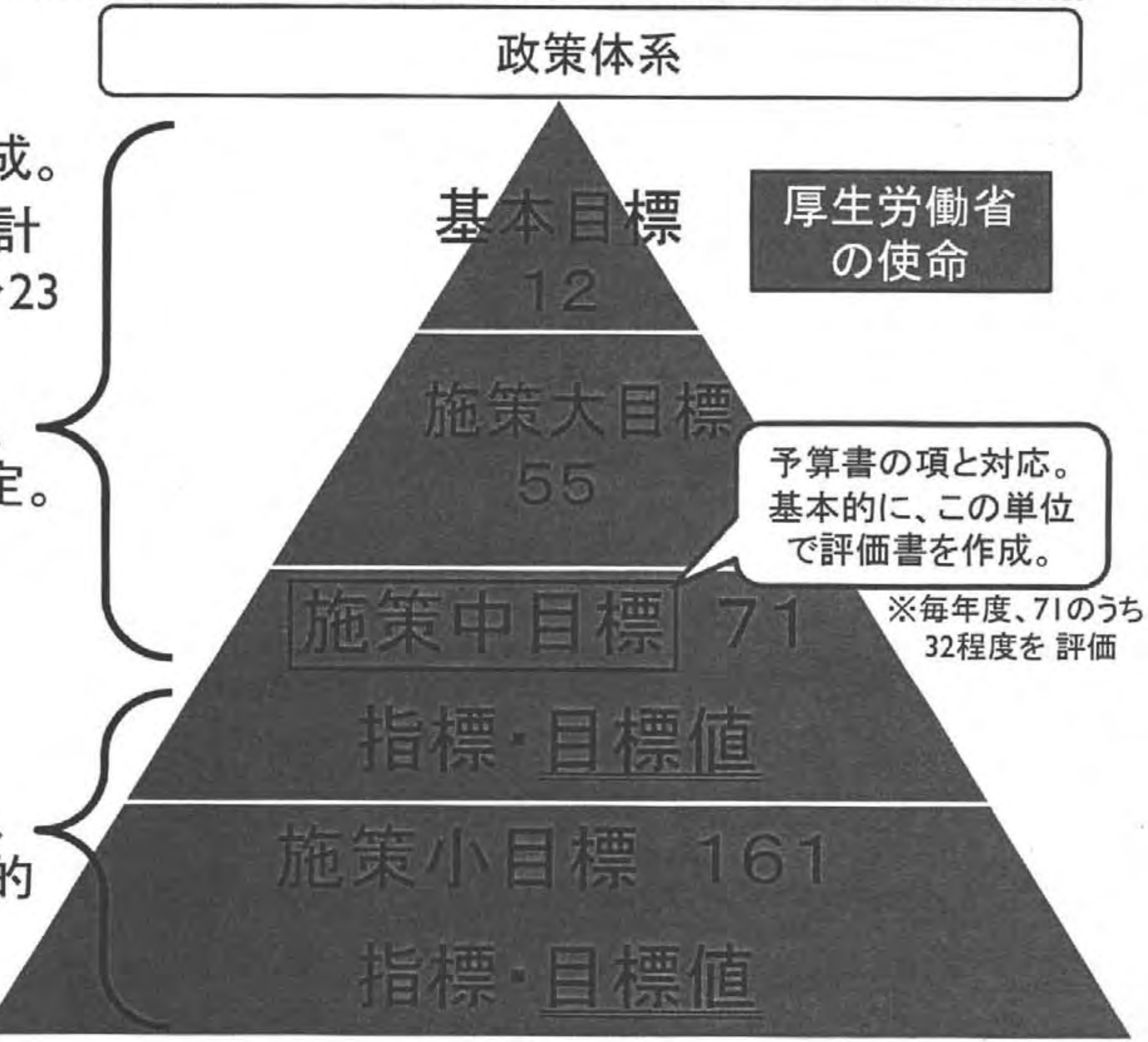

＊政策評価に関する有識者会議（政策統括官参集）を、夏（評価書取りまとめ時）・冬（計画策定時）に開催し、有識者の意見を聴取している。評価書は所管部局が作成する（自己評価である）。

平成22年12月現在

資料1－1

平成23年度～

政策評価の見直し

政策体系の見直し

現行	設置法に沿った体系
２３年度～	**厚生労働省の組織目標に沿った体系へ（第３期基本計画策定）。第２期基本計画も改定し、２２年度実績は平成２２年度組織目標に沿って評価。**

評価の質の向上 【有識者の関与拡充、政務三役によるガバナンス強化】

現行	一部の評価書を抜粋して有識者会議にかけている。 政務三役には個別の評価書を 見ていただいていない。
２３年度～	**全評価書を有識者会議にかける。個別の評価書を政務三役に御覧いただく。（有識者会議は、増員し（１０→１５人）、ＷＧを設置して対応）**

評価の重点化・効率的な実施

現行	個別事業の運用面の評価から、事業等の集合体である政策の有効性・効率性の評価まで、対象が幅広く、また平均して2年に1回評価を実施。 平成22年度より、行政刷新会議決定により、毎年度・全事業を対象に実施する「行政事業レビュー」（一部事業は公開で実施。）が導入され、重複がある。
２３年度～	**事業の運用面の評価は毎年度行政事業レビューで対応し、政策評価は、事業の組み合わせが有効か、効率的かを３～５年毎に評価。対象の重点化により、評価書もポイントが絞られ、より読みやすい評価書へ。**

資料１－２

資料1－3

厚生労働省における政策評価に関する基本計画
（第2期）

平成19年3月30日
厚生労働大臣決定
平成19年9月28日、平成20年3月31日、
平成21年3月31日、平成22年3月31日
平成23年5月19日一部変更

厚生労働省における政策評価に関する基本計画
（第2期）

目　次

頁

第1　基本的な考え方 ---------------------------------- 1

第2　計画期間 -- 2

第3　政策評価の実施に関する方針 -------------------- 2
　1　基本的な考え方
　2　政策評価の実施方式

第4　政策評価の観点に関する事項 -------------------- 3

第5　政策効果の把握に関する事項 -------------------- 4
　1　政策効果の把握方法
　2　政策効果の把握に当たっての留意点

第6　事前評価の実施に関する事項 -------------------- 5
　1　事前評価の対象とする政策
　2　事前評価の方法
　3　事前評価の評価結果の検証

第7　事後評価の実施に関する事項 -------------------- 7
　1　事後評価の対象とする政策
　2　事後評価の方法

第8　学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 ---- 10
　1　基本的な考え方
　2　政策評価に関する有識者会議

第9　政策評価の結果の政策への反映に関する事項 ----- 11
1　評価結果の反映
2　反映状況の報告及び公表

第10　インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公開に関する事項 ------------------ 11
1　公表内容・方法
2　国民の意見・要望の受付

第11　政策評価の実施体制に関する事項 ---------------- 11
1　政策評価の担当組織
2　政策評価の実施に関する関係課長会議
3　政策評価に関する有識者会議（再掲）

第12　その他政策評価の実施に関し必要な事項 ----------- 12
1　政策評価の継続的改善
2　職員の人材の確保及び資質の向上
3　地方公共団体等との連携・協力
4　本計画の改正
5　実施計画・厚生労働省における政策評価実施要領

別紙　政策体系（基本目標、施策大目標及び施策中目標）

平成19年3月30日厚生労働大臣決定
平成19年9月28日一部変更
平成20年3月31日一部変更
平成21年3月31日一部変更
平成22年3月31日一部変更
平成23年5月19日一部変更

厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）

第1　基本的な考え方

平成13年1月に実施された中央省庁等改革において、行政の活動を評価するシステムの一環として新たに政策評価制度を導入することとされ、平成14年4月から「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「法」という。）に基づく政策評価を実施することとなった。

厚生労働省の使命は、社会保障は国家の礎の一つであり、厚生労働行政が「いのちを守る」政策の柱であるという認識に立って、「格差が少なく、何歳になっても働きたい男女が働くことができ、安心して子供を産み・育てることができ、地域で健康に長寿を迎えられる社会」を実現することである。

このような厚生労働省の使命に基づく政策を評価し、その評価結果を政策に適切に反映することを通じて、国民の視点に立った政策運営やサービスの提供に努め、国民生活の質の一層の向上を図り、社会経済のさらなる発展に寄与していくことが重要である。

そのため、厚生労働省においては、以下に掲げる事項を目的として、厚生労働行政全般を対象とした政策評価を実施することとする。

① 行政の透明性及び行政に対する国民の信頼性を確保するため、国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底すること。
② 行政活動の範囲について、行政が関与する必要性がある分野に重点化を図り、行政サービス等を必要最小限の費用で国民へ提供するため、国民本位の効率的で質の高い行政を実現すること。
③ 国民生活の質の向上や社会経済の発展等国民的視点に立った成果（アウトカム）重視の行政への転換を図ること。
④ 厚生労働省の使命に照らし、省内の各部局等が一層連携し、総合的・戦略的政策展開を推進すること。

本計画は、以上のような基本的な考え方に立ち、法第6条第1項に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「政策評価基本方

針」という。)を踏まえて、厚生労働省が実施する政策評価について、その評価の観点、政策効果の把握の手法、事前評価及び事後評価の対象とする政策など評価の実施に関する基本的事項を明らかにするものである。

第2　計画期間

本計画は、平成19年度から平成23年度までの5年間に実施する政策評価を対象とする。

第3　政策評価の実施に関する方針

厚生労働省においては、政策の質の向上、政策形成能力の向上や職員の意識改革等を図るため、政策評価を、政策(組織・定員要求、予算要求、税制改正要望を含む)の企画立案【Plan】－実施【Do】－評価【Check】－見直し・改善【Action】を主要な要素とする政策のマネジメントサイクルの中に明確に組み込み、実施するものとする。

政策評価は、政策の特性や評価の目的等に応じて、次の3つの方式を適切に選択して実施することとする。

また、いずれの方式においても、政策評価を効果的・効率的に実施するため、政策の目的とその手段の関係を明確にするとともに、評価の対象を重点化し、政策評価を実施する時期や把握する政策効果の範囲などは、政策効果の発現時期や政策効果の把握に要するコストなどを勘案して適切に判断するものとする。

(1)実績評価方式

政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する。

(2)総合評価方式

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する。

(3)事業評価方式

個々の具体的な事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その

採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえて検証するものであり、個々の具体的な事業や施策の採択及びその継続の可否や見直しを目的とする。

第4　政策評価の観点に関する事項

政策評価の観点としては、必要性、効率性及び有効性の観点を基本としつつ、評価の対象とする政策の特性等に応じて公平性、優先性等の観点を用いるなど、総合的に評価することとする。

また、評価に当たっては、政策評価の方式や評価の対象とする政策の特性等に応じて、政策評価の観点を具体的に設定することにより、実効性の高い評価を行うものとする。

(1)「必要性」の観点

イ　政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当か、また、上位の目的に照らして妥当か。

ロ　行政関与の在り方から見て行政が担う必要があるか。

(2)「効率性」の観点

イ　投入された資源量に見合った効果が得られるか、又は実際に得られているか。

ロ　必要な効果がより少ない資源量で得られるものが他にないか。

ハ　同一の資源量でより大きな効果が得られるものが他にないか。

(3)「有効性」の観点

政策の実施により、期待される効果が得られるか、又は実際に得られているか。

(4)「公平性」の観点

政策の目的に照らして、政策の効果の受益や費用の負担が公平に分配されるか、又は実際に分配されているか。

(5)「優先性」の観点

他の政策よりも優先的に実施すべきか。

第5　政策効果の把握に関する事項

1　政策効果の把握方法

（1）政策効果の把握については、それに要するコスト、得られる結果の分析精度、評価を実施する職員の能力等を考慮しつつ、政策の特性に応じた合理的な手法を用いて、できる限り定量的に行うこととする。

（2）政策効果を定量的に把握することが困難である場合、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかない場合には、できる限り客観的な情報・データや事実を用いつつ、政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。

（3）特に、厚生労働行政は、保健・医療、社会福祉、所得保障、労働といった国民生活に密着した幅広い分野を所掌しており、社会のセーフティネットとして機能している政策も多く、政策効果の把握に関する手法等が確立されていない分野も存在することから、具体的に数値等で把握しにくい効果も十分に勘案しながら適正な評価に努めるものとする。

2　政策効果の把握に当たっての留意点

政策評価の実施に当たり、評価の対象となる政策に基づく具体的活動の実施主体が厚生労働省以外であり、政策効果の把握のために、当該実施主体における活動に関する情報等が必要となる場合にあっては、事前に当該実施主体に対して把握しようとする政策効果やそのために必要となる情報、政策効果の把握の方法等について具体的に示すことなどにより、できる限りその理解と協力を得るように努めることとする。

第6　事前評価の実施に関する事項

1　事前評価の対象とする政策及び評価方式

事前評価の対象とする政策は以下のとおりとし、事業評価方式を基本とする。

（1）　法第9条に規定する政策

イ　個々の研究開発（注1）

(イ) 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策

(ロ) 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策

ロ　個々の公共的な建設の事業（注2）

公共の用に供する施設を整備する事業その他の個々の公共的な建設の事業であって、

(イ) 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策

(ロ) 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策

ハ　個々の政府開発援助

(イ) 無償の資金供与による協力（注3）

当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策

(ロ) 有償の資金供与による協力（注4）

当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策

ニ　規制の新設等を目的とする政策（注5、6）

法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策

ホ　租税特別措置等の新設、拡充又は延長（注7）

租税特別措置等のうち、法人税、法人住民税及び法人事業税の新設、拡充又は延長を目的とする政策

注1：人文科学のみに係るものを除く（「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」（平成13年9月27日政令第323号。以下「令」という。）第3条第1号及び2号参照）。

注2：施設の維持又は修繕に係る事業を除く（令第3条第3号及び4号参照）。

注3：条約その他の国際約束に基づく技術協力又はこれに密接な関連性を有する事業のための施設（船舶を含む。）の整備（当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。）を目的として行われるものに限る（令第3条第5号参照）。

注4：資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものであって、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第2号イの規定に基づき外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付けるものに限る（令第3条第5号参照）。

注5：規制とは、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用（租税、裁判手続、補助金の交付の申請手続その他の「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則」（平成19年総務省令第95号。以下「規則」という。）

第1条で定めるものに係る作用を除く。)である(令第3条6号参照)。

注6:規制の内容の変更については、提出すべき書類の種類、記載事項又は様式の軽微な変更その他の国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすことが見込まれないものとして規則第2条で定める変更を除く(令第3条6号参照)。

注7:租税特別措置等の具体的な評価の範囲について、令に規定が置かれた場合には、当該規定に従うものとする。

(2)上記(1)の政策以外の政策のうち、厚生労働省として事前評価を実施する政策

イ　予算要求又は財政投融資資金要求(以下「予算要求等」という。)を伴う新たな政策(ロに掲げるものを除く。)であって、重点的な施策とするもの又は10億円以上の費用を要することが見込まれるもの。

ただし、以下の①、②又は③の要件に該当する政策を除く。

①　政策の決定を伴わないもの

②　政策効果の把握の手法等の段階的な調査、研究及び開発が必要なもの

③　補償的な費用であり、効率性、有効性などの政策評価の観点になじまないもの

ロ　「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成20年10月31日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。)に基づき事前評価の対象とすることとされた研究開発

2　事前評価の評価結果の検証

事前評価の対象とした政策については、政策効果の把握の手法等の調査、研究及び開発を積極的に進めるために、評価書等(法第10条に規定する評価書及びその要旨をいう。以下同じ。)に当該政策の目標の達成状況を示す評価指標と政策効果の発現時期を示し、その評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にすることなどにより、必要に応じて、又は事前評価の実施後一定期間が経過したときに、事前評価の評価結果を重点的に検証することとする。

第7　事後評価の実施に関する事項

1　事後評価の対象とする政策及び評価方式

事後評価の対象とする政策は、以下のとおりとし、それぞれ基本とする評価方式

を以下に示す。

(1)政策体系に基づき対象とする政策

厚生労働行政の体系を政策体系として示し、体系的に評価を行うものとする。

イ　政策体系の設定

厚生労働省の使命、厚生労働行政の基本目標、施策大目標、施策中目標、施策小目標及び事務事業を政策体系として定める。

基本目標、施策大目標及び施策中目標については別紙のとおり定め、施策小目標及び事務事業については、厚生労働省における事後評価の実施に関する計画(法第7条第1項に基づき定める事後評価の実施に関する計画をいう。以下「実施計画」という。)において定める。

また、実施計画においては、政策体系の設定に当たって、施策中目標及び施策小目標に係る指標をあわせて設定するものとし、指標の設定に当たっては、目標値として達成水準及び達成時期を定めるよう努める。

ロ　評価の単位

施策中目標ごとに評価を行い、評価書等を作成することを原則とする。

ハ　評価予定(評価時期及び評価方式)の設定

実施計画において、施策中目標ごとに、政策の特性や政策の見直し時期等を踏まえて、基本計画の期間中に係る事後評価を実施する概ねの時期及び評価方式を設定することとする。

ニ　事後評価の対象とする政策及び評価方式の決定

前年度の実施計画の評価予定を踏まえつつ、以下の①から③までに該当する場合は原則として事後評価の対象とすることとし、具体的には、毎年度実施計画において定める。評価方式は政策の特性や評価の目的等に応じて、適切に選択する。

① 政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合

② 次のいずれかに該当し、かつ、当該年度において、評価を実施することが適切であると認められる場合

なお、課題の選定及び評価に当たっては、審議会の答申や白書等による分析結果を積極的に活用するように努める。

a　施政方針演説等で示された内閣としての重要政策

b　厚生労働省の主要な制度の新設・改定等

③ 指標のモニタリング結果や推移により必要が生じた場合

ホ　政策体系及び指標並びに目標値の見直し

各年度の評価結果等を踏まえ、必要に応じて、政策体系及び指標並びに

目標値の見直しを行う。この場合において、指標及び目標値については、評価の対象となる政策の性質等に応じ、さらに客観的かつ的確に達成度を測定できるものとなるよう努める。

ヘ　評価方式
実績評価方式又は総合評価方式を基本とする。

(2)研究開発
大綱的指針に基づき事後評価の対象とすることとされたもの。事業評価方式を基本とする。

(3)公共事業
「水道施設整備事業の評価の実施について」(平成21年4月21日健発第0421001号)で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの。事業評価方式を基本とする。

(4)事前評価を実施した政策
以下の政策を対象とし、事業評価方式を基本とする。
イ　事前評価の実施後、一定期間が経過したもの
ロ　事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの

(5)法第7条第2項第2号に規定する政策(政策決定後5年間が経過した時点で未着手のもの又は政策決定後10年間が経過した時点で継続中のもの)
事業評価、実績評価又は総合評価方式を基本とする。

(6)「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(平成13年6月26日閣議決定)以下累次の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」に基づき定められた成果重視事業
事業評価方式を基本とする。

(7)租税特別措置等(法人税、法人住民税及び法人事業税に関するものに限る)
事業評価、実績評価又は総合評価方式を基本とする。

(8)(1)から(7)までに掲げるもののほか、閣議決定等の内閣の基本方針に基づき、政策評価を実施することとされているもの
事業評価、実績評価又は総合評価方式を基本とする。

(9)その他その政策が国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるもの

事業評価、実績評価又は総合評価方式を基本とする。

2　モニタリングの実施

厚生労働行政全般の実績を明らかにするため、担当部局(個別の政策を所管する大臣官房の各課を含む。以下同じ。)は、各年度開始後速やかに、施策中目標及び施策小目標に係る指標並びに事前評価を行った事業について、事前評価の際に設定した指標の前年度までの進捗状況を把握(モニタリング)することとする。

第8　学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

1　基本的な考え方

政策評価の実施に当たって、客観性の確保や多様な意見の反映を図るため、以下のような方法により、学識経験者等の高度の専門性や実践的な知見の活用等を積極的に図るとともに、その活用の状況等を評価書に明記するよう努めることとする。

①　学識経験者等からの個別の意見聴取
②　学識経験者等により構成される検討会、研究会等の開催
③　既存の審議会の活用
④　外部研究機関等の活用

2　政策評価に関する有識者会議

厚生労働省における政策評価制度、評価方法等について改善・向上を図るため、第三者からなる「政策評価に関する有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を設置し、以下のような事項について、有識者会議の意見等を聴くこととする。また、有識者会議の構成及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

イ　厚生労働省における政策評価に関する基本計画、実施計画の策定又は変更
ロ　その他政策評価に関する基本的事項の変更等

第9　政策評価の結果の政策への反映に関する事項

1　評価結果の反映

(1)評価結果は、新たな政策の企画立案(組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む)、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。

（2）政策評価と予算・決算等の連携を強化するため、政策統括官付政策評価官室（以下「政策評価官室」という）は、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ必要な取組を推進するとともに、担当部局及び査定課と緊密な連携を図る。

2　反映状況の報告及び公表

毎年度一回、評価結果の政策への反映状況公表する。

第10　インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公開に関する事項

1　公表内容・方法

本計画、実施計画、評価書等及び政策評価の結果の政策への反映状況については、それぞれの公表時に厚生労働省ホームページへの掲載や政策評価官室への備付けなどの方法により、公表することとする。

なお、評価書等及び政策評価の結果の政策への反映状況の公表に当たっては、公表することにより国及び公共の安全を害する情報や個人のプライバシー、企業秘密に関する情報等の取扱いに関し、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）の考え方に基づき適切に対応するものとする。

2　国民の意見・要望の受付

政策評価に関する外部からの意見等については、厚生労働省ホームページ等において、広く受け付ける。政策評価官室は、外部からの意見に対して、担当部局と調整の上、回答を行うなど適切な対応に努めることとする。

第11　政策評価の実施体制に関する事項

1　政策評価の担当組織

個別の政策の担当部局、査定課及び政策評価官室が、次のような役割分担の下、互いに協力、連携をしつつ、政策評価を実施するものとする。

（1）担当部局は、自ら又は第三者の活用により、その担当する政策について評価を実施する。また、政策評価の実施により得た政策効果の把握に関する手法等に係る知識や経験を蓄積し、活用する。

（2）査定課は、提出された評価書等を参考に査定又は審査を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に適切に反映する。

(3)政策評価官室は、以下のような事務を行う。

① 厚生労働省における政策評価に関する基本計画、実施計画などの政策評価に関する基本的事項の企画・立案

② 厚生労働省における政策評価に関する基本計画、実施計画、政策体系の指標のモニタリング結果、評価書等及び政策評価の結果の政策への反映状況の取りまとめ並びに公表

③ 評価手法の調査、研究及び開発の推進

④ 政策評価を担当する職員の技能向上の推進

⑤ 政策評価に関する情報提供及び助言等を通じた関係部局への支援

⑥ 有識者会議に関する庶務

2 政策評価の実施に関する関係課長会議

厚生労働省内に「政策評価の実施に関する関係課長会議」(以下「関係課長会議」という。)を設け、厚生労働省の政策評価の実施に関する基本的事項について、総合的観点から調整する。また、関係課長会議の構成及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

3 政策評価に関する有識者会議(再掲)

厚生労働省における政策評価制度、評価方法等について改善・向上を図るため、有識者会議を設け、政策評価制度に関する基本的事項や具体的な評価方法等について意見等を聴取する。また、有識者会議の構成及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

第12 その他政策評価の実施に関し必要な事項

1 政策評価の継続的改善

(1)政策評価官室は、担当部局が蓄積した政策評価に関する知識や経験、他府省、地方公共団体等及び外国の状況に関する知識などの政策評価に関する情報を幅広く収集し、政策評価制度全般の改善・充実を図るとともに、担当部局等に対して情報提供を行うこととする。

また、担当部局は、提供された情報や蓄積した知識や経験を踏まえ、政策評価の実施の改善・充実を図っていくこととする。

(2)政策効果の把握に関する手法等については、個々の手法についての特性を十分に検証し、知識や経験を蓄積していくとともに、新たな手法の開発や詳細な分析を行うために必要な情報・データの収集に努め、段階的に評価の質の向上を図ることとする。

特に、事前評価については、必要に応じて、又は事前評価の実施後、一定期

間が経過したときに、事前評価の評価結果を重点的に検証することにより、政策効果の把握の手法等の調査、研究及び開発を積極的に進めるものとする。

(3)規制の新設等を目的とする政策の評価については、その評価手法の開発に資するため、規制影響分析の実施に一層積極的に取り組むこととする。

2　職員の人材の確保及び資質の向上

政策評価官室は、収集した政策評価に関する知識や経験等を担当部局等に提供するとともに、政策評価に関する研修の機会を設けるなど、職員の資質の向上を図ることとする。また、職員の人材の確保については、政策評価に必要となる専門的・実務的な知識を得るため、積極的に省内外の人材を活用することとする。

ここの担当部局等の等は査定課も含むということでそのままにしています。

3　地方公共団体等との連携・協力

政策評価の客観的かつ効率的な実施を図るため、評価の対象となる政策の特性に応じて地方公共団体等と必要な情報や意見の交換を行うなど、地方公共団体等と適切な連携・協力を図ることとする。

4　本計画の改正

本計画については、厚生労働行政を取り巻く環境の変化、政策評価基本方針の変更、政策評価の実施状況、政策効果の把握の手法等その他政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の成果や動向等を踏まえ、必要に応じて改正を行うものとする。

5　実施計画・厚生労働省における政策評価実施要領

本計画に定めるもののほか、厚生労働省が実施する政策評価に関する具体的な評価の実施手順、実施時期等必要な事項は、実施計画及び厚生労働省における政策評価実施要領によるものとする。

（別紙）

厚生労働省の使命と基本目標

厚生労働省の使命

社会保障は国家の礎（いしずえ）の一つであり、厚生労働行政が「いのちを守る」政策の柱であるという認識に立ち、「格差が少なく、何歳になっても働きたい男女が働くことができ、安心して子供を産み・育てることができ、地域で健康に長寿を迎えられる社会（世界に誇る少子高齢社会の日本モデル）」を実現することが厚生労働省の使命である。

基　本　目　標

＜少子高齢社会の日本モデルを実現する＞

Ⅰ　格差の縮小を図る

Ⅱ　意欲のあるすべての者がディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）に就ける社会を実現する

Ⅲ　安心して子どもを産み育てられる社会を実現する

Ⅳ　地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する

Ⅴ　社会保障財源の確保を図るとともに、新たに社会保障財源に対する考え方を提示する。

＜時代の要請に応えた政策を展開する＞

Ⅵ　「新しい公共」の実現、成長戦略の中核としての社会保障の展開（未来への投資）等時代の要請に応える

＜役所文化を変え、信用される厚生労働省となる＞

Ⅶ　省内から「奢り」を一掃し、国民と真摯に向き合う

Ⅷ　コスト削減・ムダ排除を徹底する

Ⅸ　新しい人事システムを構築し、職員の能力の向上を図る

施策大目標		
Ⅰ	1	ナショナルミニマム（健康で文化的な最低限度の生活）の基準の設定に向け、検討する
Ⅰ	2	第二のセーフティネットの整備や、地域のセーフティネット機能の強化等により、生活困窮を防止する
Ⅰ	3	ポジティブ・ウェルフェア（就労支援等の積極的な福祉施策）を推進する
Ⅱ	1	雇用の「量」を拡大し、就業率の向上を図る
Ⅱ	2	雇用の「質」を向上させ、安心して快適に働くことができる環境を整備する
Ⅱ	3	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する
Ⅲ	1	新たな子ども・子育て支援のための制度の構築を推進し、子ども・子育て支援施策の充実を図る
Ⅳ	1	医療サービスを安定的に提供する
Ⅳ	2	高齢者医療制度改革を含め、持続的・安定的な医療保険制度を構築する
Ⅳ	3	がん、脳卒中、心臓病等への対応、合意に基づく予防接種の推進、健康づくりの推進等により、国民の健康を支援する
Ⅳ	4	衛生的で安心・快適な生活環境を確保する
Ⅳ	5	医療・介護一体改革の道筋をつけ、介護保険を適切に運用し、高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる社会を作る
Ⅳ	6	「消えた年金」問題の対応に注力し、年金制度に対する信頼を回復するとともに、年金制度改革の道筋をつける等により、安心して信頼できる年金制度を確立する
Ⅳ	7	障害者制度改革の道筋をつけ、障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会を実現する
Ⅳ	8	戦傷病者・戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理する
Ⅳ	9	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図る
Ⅴ	1	社会保障財源の確保を図るとともに、社会保障財源に対する考え方を提示する。
Ⅴ	2	社会保険の適用・徴収事務を適切かつ効率的に行う
Ⅵ	1	規制改革、地方分権を推進するとともに「新しい公共」の実現を目指す
Ⅵ	2	成長戦略の中核として、「未来への投資」として、社会保障を展開する
Ⅵ	3	国際化、科学技術の振興、IT化に対応する
Ⅶ	1	「国民の声」に真摯に耳を傾け、対応を図るとともに、国民との対話に向けて、情報をわかりやすく発信する
Ⅷ	1	省内事業仕分け等により、コスト意識・ムダ削減を徹底する
Ⅸ	1	新しい人事システムを構築し、各局各課の組織目標の数値化を図り、職員の能力の向上を図る

				施策中目標
Ⅰ	1	1	生活保護	ナショナルミニマム（健康で文化的な最低限度の生活）の基準の設定に向け、検討する。
Ⅰ	1	2		生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること
Ⅰ	2	1	生活困窮防止	第二のセーフティネット（求職者支援制度の創設等）を整備する
Ⅰ	2	2		雇用保険制度の安定的かつ適正な運営により、求職活動を容易にするための保障を図る
Ⅰ	2	3		ホームレスの方や、日常生活を送る上で特別な援護が必要な方の地域での自立を支援する
Ⅰ	3	1	福祉から就労へ	生活保護世帯の自立を支援する → Ⅰ－1－2（生活保護を適切に実施する）参照
Ⅰ	3	2		母子家庭の母等の自立を支援する → Ⅲ－1－6（ひとり親家庭の自立を支援する）参照
Ⅱ	1	1	雇用の「量」	ハローワークの需給調整機能の強化、労働者派遣事業の適正な運営確保により、労働力需給のミスマッチ解消を図る
Ⅱ	1	2		地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出や失業の防止を図る
Ⅱ	1	3		高齢者、障害者、若年者等労働者の特性に応じ、就労支援や失業の防止を図る
Ⅱ	1	4		多様な職業能力開発の機会を確保する
Ⅱ	1	5		若年者のキャリア形成を支援する
Ⅱ	1	6		障害者、母子家庭の母等のキャリア形成を支援する
Ⅱ	1	7		技能の継承・新興を推進する
Ⅱ	2	1	雇用の「質」	労働条件の確保・改善を図る
Ⅱ	2	2		労働者が安全で、健康に働ける職場を確保する
Ⅱ	2	3		労働災害に被災した労働者等に対し、迅速かつ適正な労災保険給付を行う
Ⅱ	2	4		労働災害に被災した労働者等の社会復帰に向けたリハビリ等を支援する
Ⅱ	2	5		労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進する
Ⅱ	2	6		安定した労使関係の形成を促進する
Ⅱ	2	7		個別労働紛争の解決を促進する
Ⅱ	2	8		豊かで安定した勤労者生活の実現を図る
Ⅱ	3	1	均等	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する
Ⅲ	1	1	子育て	妊産婦、乳児及び幼児の保健指導及び健康診査等母子保健衛生対策の充実を図る
Ⅲ	1	2		地域における子ども・子育て支援策を推進する
Ⅲ	1	3		就学前児童の保育ニーズに対応した保育サービスを確保する
Ⅲ	1	4		児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること
Ⅲ	1	5		児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援を充実する
Ⅲ	1	6		ひとり親家庭の自立を支援する
Ⅲ	1	7		子ども手当の支給により、子ども一人ひとりの育ちを支援する
Ⅲ	1	8		仕事と家庭の両立を支援する（再掲） → Ⅱ－3－1（男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する）参照
Ⅳ	1	1	医療	地域の医療連携体制を構築する
Ⅳ	1	2		医療需要に見合った医療従事者を確保する
Ⅳ	1	3		医療従事者の資質の向上を図る
Ⅳ	1	4		医療安全確保対策を推進する
Ⅳ	1	5		政策医療を向上・均てん化させる
Ⅳ	1	6	医薬品、医療機器	新医薬品・医療機器の創出等を促進するとともに、医薬品・医療機器産業の振興を図る
Ⅳ	1	7		新医薬品・医療機器を迅速に提供する
Ⅳ	1	8		医薬品等の品質確保、安全対策を徹底する
Ⅳ	1	9		医薬品の適正使用を推進する
Ⅳ	1	10		安全で安心な血液製剤を安定的に供給する
Ⅳ	2	1	医療保険	全国民に必要な医療を保障できるよう、高齢者医療制度改革を含め、医療保険制度を安定的・効率的に運営するために取り組む
Ⅳ	2	2		生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図る

Ⅳ	3	1	個別疾病	適正な移植医療を推進する
Ⅳ	3	2		難病対策、ハンセン病対策、エイズ対策を推進する
Ⅳ	3	3		原子爆弾被爆者等を援護する
Ⅳ	3	4	感染症	感染症の発生・まん延を防止する
Ⅳ	3	5		ワクチン等を安定的に供給する
Ⅳ	3	6	健康づく	地域の保健医療体制を確保する
Ⅳ	3	7		健康づくりを推進する
Ⅳ	3	8	危機	健康危機管理体制を整備する
Ⅳ	4	1	公衆衛生	食品等の安全性を確保する
Ⅳ	4	2		安全で質が高く災害に強い水道を確保する
Ⅳ	4	3		麻薬・覚せい剤等の乱用を防止する
Ⅳ	4	4		国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止する
Ⅳ	4	5		生活衛生の向上・推進を図る
Ⅳ	5	1	介護	医療・介護一体改革の推進、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者を支援する
Ⅳ	5	2		高齢者の介護予防・健康づくりを推進し、生きがいづくり及び社会参加を推進する
Ⅳ	6	1	年金	年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される公的年金制度を構築する
Ⅳ	6	2		公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図る
Ⅳ	6	3		企業年金等の健全な育成を図る
Ⅳ	6	4		企業年金等の適正な運営を図る
Ⅳ	7	1	障害者	障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備し、障害者の地域における生活を支援するとともに、自殺対策を推進する。
Ⅳ	8	1	戦傷病者・戦没者遺族等	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等を行う
Ⅳ	8	2		戦没者の遺骨の帰還等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉する
Ⅳ	8	3		中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援する
Ⅳ	8	4		旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達する
Ⅳ	9	1	福祉人材	福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図る
Ⅳ	9	2	災害	災害時の被災者等に対し適切な支援を実施する
Ⅴ	1	1	財源	格差や貧困等の経済損失額を明らかにし、社会保障財源に対する考え方を提示し、理解を求め、所要財源の確保を図る。
Ⅴ	2	1	社会保険料徴収	労働保険適用徴収業務の適切かつ円滑な実施を図る
Ⅴ	2	2		公的年金制度の適用・徴収事務を適切かつ効率的に行う → Ⅳ－5－2（公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図る）参照
Ⅴ	2	3		医療保険の適用・徴収事務を適切かつ効率的に行う →Ⅳ－1－10（全国民に必要な医療を保障できるよう、医療保険制度を安定的・効率的に運営する）参照
Ⅴ	2	4		介護保険制度の徴収事務を適切かつ効率的に行う →Ⅳ－5－1（医療・介護一体改革の推進、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者を支援する）参照
Ⅵ	1	1	役割	規制改革、地方分権を推進するとともに、「新しい公共」の実現に向けて取り組む
Ⅵ	2	1	成長戦略	「未来への投資」として、医療、介護、子育て、新しい職業訓練等の分野で、産業育成や雇用創出に繋がる政策を立案し実行する
Ⅵ	3	1	国際化	国際機関の活動へ参加・協力し、国際社会に貢献する
Ⅵ	3	2		二国間等の国際協力を推進する
Ⅵ	3	3		国際化に対応した施策を推進する → 感染症対策はⅣ－2－5・6（感染症の発生・まん延を防止する、ワクチン等を安定的に供給する） 食品対策はⅣ－3－1（食品等の安全性を確保する） 年金の二国間協定はⅣ－5－1（年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される公的年金制度を構築する） 外国人労働者対策はⅡ－1－3（高齢者、若年者等労働者の特性に応じ、雇用の創出や失業の防止を図る） 参照
Ⅵ	3	4	科学	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保する

VI	3	5	時代の要請に応	技術	厚生労働分野の科学技術の研究開発を推進する
VI	3	6		IT化	電子政府実現に向けて基盤を整備する
VI	3	7			医療を始めとする社会保障分野の情報化を推進するとともに、社会保障・税に関わる番号制度の実現に向けた検討に参画する。
VII	1	1	役所文化を改革、信頼される厚生労働省[illegible]	国民と向	国民に伝わるように情報を発信するとともに、「国民の声」に耳を傾け、改善へ活かす。また、現状を把握し改善に結び付ける取組の状況を示す指標の開発を図る。
VII	1	2		奢らず、実践	厚生労働省が推進する施策を厚生労働省内で自ら実践する。（ワークライフバランスの推進、超過勤務の縮減、男性職員の育児休業取得の促進、献血の推進等）
VIII	1	1		コスト・	省内事業仕分けの実施等により、コスト意識・ムダ削減を徹底する
IX	1	1		人事、能力向上	新しい人事システムを構築するとともに、各局各課の組織目標の数値化を進める。また、厚生労働省に不足する7つの能力（実態把握能力、コスト意識・ムダ排除能力、コミュニケーション能力、情報公開能力、制度・業務改善能力、政策マーケティング・検証能力）の向上を図る

実績評価書様式

資料2

（厚生労働省23（施策中目標Ⅱ－2－1））

施策目標名	労働条件の確保・改善を図る（施策中目標Ⅱ－2－1）
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を達成することを柱に実施しています。 （施策小目標1）労働条件の確保・改善を図ること （施策小目標2）労働契約に係るルールの周知を図ること （施策小目標3）最低賃金制度の周知を図ること
施策の背景・枠組み（根拠法令、政府決定、関連計画）	労働基準法等に基づき労働時間、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督署による事業場への監督指導等を行います。 増加している個別労働紛争の未然防止、早期解決を図るため、労働者等に対し、労働契約法等の労働関係法令の教育、情報提供等を実施し、労働契約に関するルールの周知を図ります。 また、最低賃金法により、地域や産業の状況に応じて賃金の最低額を設定し、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図ることとしており、制度等を周知し、その履行確保を図ります。
予算書との関係・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 （項）労働条件確保・改善対策費（全部）

施策の予算額・執行額等

※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。

区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
予算の状況（千円）	当初予算(a)	1,135,273	1,274,084	1,270,694	1,220,469	1,070,721	精査中
	補正予算(b)	－	-32,848	-14,629	-29,750	47,948	
	繰越し等(c)	－	0	0	0	0	
	合計(a+b+c)	1,135,273	1,241,236	1,256,065	1,190,719	1,118,669	精査中
執行額（千円、d）		－	913,292	853,400	集計中		
執行率（%、d/(a+b+c)）		－	74%	68%	－		

※ 平成20年度予算において事項の整理（組替）を行ったため、平成19年度は本事業に係る決算額として整理していない。

施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

施政方針演説等の名称	年月日	関係部分（概要・記載箇所）
－	－	－

測定指標

指標	基準値	実績値					目標値
指標1 賃金不払残業で指導を行い、是正され支払われた金額（1事案が100万円以上のもの）	－	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	－	227億円	272億円	196億円	116億円	集計中	
年度ごとの目標値		－	－	－	－	－	
指標2 労働契約法セミナー参加者のうち労働契約法等労働関係法令の理解が進んだと考える人の割合	－	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	－	－	－	－	－	95.0%	95.0%
年度ごとの目標値		－	－	－	－	－	
指標3 市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合	－	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	－	82.1%	92.2%	83.0%	92.7%	93.2%	80.0%
年度ごとの目標値		－	－	－	－	－	

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	指標1については目標は定めていません。労働基準監督署では、事業場への監督指導の結果労働基準法令違反が認められたものについては、それを確実に是正するよう的確に事業主への指導を行っています。 指標2、指標3については目標を上回っており、労働契約法セミナーや、市町村の発効する広報誌への最低賃金制度の掲載依頼等の取組が有効であったと評価できます。
	効率性の評価	「労働条件の確保・改善を図る」ため、3つの施策目標を柱に施策を実施しています。 ・監督署による監督指導は、膨大な数の事業場の中から、前年までの監督実績及び各種指標の評価を通じ、監督を行うべき事業場を選び出して計画的に監督指導を実施するほか、労働者からの申告により把握した事業場に機動的に監督を実施するなど、効率的な運営を行っています。 ・労働契約の当事者である労働者等に対して、労働契約の基本的なルールについての教育、情報提供等を着実に進めていくことが個別労働紛争の未然防止に効果的です。民間組織を活用し、最も低廉な方法により実施しており、費用対効果の観点からも効率的です。 ・最低賃金制度の周知広報については、ポスター駅貼り、インターネットによる周知広報委託事業を総合評価落札方式により効率的に執行するとともに、市町村広報誌への掲載を働きかけるなど効率的に実施しています。
	【評価の総括】 現状分析 (施策の必要性の評価)と 今後の方向性	依然として厳しい経済・雇用情勢の下、全国の労働基準監督署には、賃金の不払、解雇・雇止め、労働条件の引下げ等に関する申告・相談が数多く寄せられています。このため、すべての労働者が適法な労働条件の下で安心して働くことができるよう、事業主等の法令遵守意識をより一層高めていくことが必要です ・監督署による監督指導について、計画的・機動的な実施により労働条件の確保・改善の達成に向けて着実に取り組んでいます。更に、本年度新たに導入した監督指導手法(労働条件上の問題を抱える小規模な小売業、飲食店などの事業場に対し、法令の丁寧な説明会の実施後に、個別に指導を行う手法)や、今後導入する予定であるメール等を活用した監督対象事業場の新たな把握手法により、いっそう効果的かつ効率的な運営を行っていきます。 ・これまで労働契約法に関するセミナー事業の実施により、労働者等に対する労働関係法令の教育、情報提供等に一定の効果をあげてきました。しかしながら依然として、個別労働紛争の件数も高止まりしていることから、今後も、これから労働者になろうとする者も含め、広く労働関係法令の教育、情報提供等を実施することが必要です。 有効かつ効率的な方法であるセミナー方式を継続するとともに、セミナー内容の見直し、セミナー受講者数の増加など質・量の双方において改善を図っていくことが必要です。 ・最低賃金制度は、就業形態の多様化等が進展する中で、賃金の低廉な労働者の労働条件を下支えし、その改善を図るセーフティネットとしての重要な役割を果たしており、引き続きその効果的・効率的な周知を図ることが必要です。

評価結果の政策への反映の方向性	予算について	以下の口で囲んだ方向で検討します。 ・廃止 ・見直しの上(増額/現状維持/減額) ・見直しをせず現状維持
	税制改正要望について	—
	機構・定員について	—

学識経験を有する者の知見の活用	

参考・関連資料等	【指標1、2、3】 関係法令(右記差検索サイトから検索できます) URL:http://wwwhourei.mhlw.go.jp/hourei/ 【指標1】 平成21年度 賃金不払残業(サービス残業)是正の結果まとめ http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000ufxb.html 【指標2】 関連事業の行政事業レビューシート URL:http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/905a.pdf 【指標3】 最低賃金特設サイト URL:http://pc.saiteichingin.info/

担当部局名	労働基準局監督課	作成責任者名	労働基準局監督課長 達谷窟 庸野	評価書作成日	

※労働契約法については労働条件政策課長 田中誠一、最低賃金の周知については賃金時間室長(参事官) 本多則惠

ひと、くらし、
みらいのために

中目標
「労働条件の確保・改善を図る」

-3-

厚生労働省労働基準局
監督課、労働条件政策課

労働基準監督機関が目指すもの（基本的使命）

○　憲法第２７条第２項に基づき労働条件の最低基準を定める労働基準法や労働安全衛生法等の労働基準関係法令（違反に罰則）の実効を確保する。
○　この機能を担う国直轄の機関として、労働基準監督機関が労働基準法に規定されている。

【対象】全国の１人でも労働者を使用する事業場
（約400万事業場：「平成18年事業所・企業統計調査」、約5,240万労働者：「平成21年労働力調査」（総務省統計局））

【監督機関の体制】 《参考》ILO第81号条約（1953年批准）　第4条第1項「労働監督は、加盟国の行政上の慣行と両立しうる限り、中央機関の監督及び管理の下に置かなければならない。」

機関	役割
厚生労働省（本省）	・労働基準法など労働条件の最低基準の定立 ・法令の適用に当たって労働局、監督署からの随時の疑義照会に対する回答等 ・労働基準監督官の権限行使の全国統一的な運用を確保するための労働局への指導（監察） ・都道府県を超える広域事案の指導調整 ・全国一斉の監督指導（名ばかり管理職問題についての一斉監督など）の指示 ・労働基準監督官制度（試験、採用、研修など）の運用
↓ 指揮監督（労働基準法第99条第1項）	
都道府県労働局（47局）	・監督署に対する年間監督計画の作成方針の指示と作成された計画が適切かどうかの審査 ・監督計画に沿って監督が行われているか、使用停止命令など事業活動への影響の大きい処分が適切に行われているかの確認・指導（監察） ・署の管轄を超える広域事案の指揮 ・重大・悪質な労働基準関係法令違反の事案の処理方針の指示、地方検察庁との連携
↓ 指揮監督（労働基準法第99条第2項）	
労働基準監督署（321署） 事業場数、労働者数、危険有害業務の状況、利用者の利便性、組織の効率性を考慮し、配置	・労働基準監督官が個別事業場に対し監督を行い労働基準関係法令違反を是正指導 ・労働基準監督官が司法警察員として重大・悪質な労働基準関係法令違反の事案を送検 ・労働者からの申告の受付 ・就業規則、「36協定」など労使協定の受理・指導

（参考）「『2020年までの目標』と達成に向けた施策」（平成22年6月3日雇用政策対話合意）
「労働基準監督法令の履行の確保のため、労働基準行政の強化を図るとともに、増加を続ける個別労働紛争の円滑かつ迅速な解決の促進を図るため、体制の強化及び一層の業務効率化を図る。」

【最近の主要な重点課題】　過重労働、サービス残業の問題化、リーマンショック以降の厳しい経済・雇用情勢を背景に、①長時間労働の抑制、②賃金不払残業の防止、③賃金不払・違法解雇の是正、が重点課題

労使に対する労働契約法等の周知徹底

労働契約法等の周知

背　景

○　近年、「非正規切り」「内定切り」「労働条件変更」等に係る労使間のトラブルが多発。
○　民事上の個別労働紛争に関する相談件数が高水準で推移
　平成22年度　約24．7万件（前年度比0．2％減）
○　非正規労働者の増加と雇用の不安定化
　平成12年　1273(671)万人　→　平成22年　1755(757)万人　※括弧内は有期契約労働者数

業務の内容

近年、産業構造の変化が進む中で、ホワイトカラー労働者の増加、就業形態・就業意識の多様化、少子化の進展など、雇用・労働関係を取り巻く状況が変化し、労働条件の小グループ化や労働条件の変更の増加がみられ、労働条件の引下げ等に係る不満や紛争が増加している。

このような状況の下、個別労働紛争が防止され、労働者の保護が図られるよう、労働契約法等の周知、啓発を図ることとし、入社前後におけるトラブルに対処するためにも、これから労働者になろうとする者も含め、広く労働関係法令の教育、情報提供等を実施する。

（具体的施策）

○　一般労働者向けセミナーの実施

平成20年3月1日より施行された労働契約法や労働基準法等の労働法令について、労働者に対し、研修テキストに基づき、セミナー事業を開催する。

○就職内定者など就職前の学生向けセミナーの開催

就職内定者など就職前の学生を対象として、入社前後における「内定切り」「試用期間」「自宅待機」等労働契約法に明文がないルールについても周知を実施する。

最低賃金制度及び最低賃金額の周知徹底

最低賃金制度等の周知

背　景

○最低賃金制度は、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者にその金額以上の賃金を支払わせようとする制度であり、就業形態の多様化等が進展する中で、賃金の低廉な労働者の労働条件を下支えし、その改善を図るセーフティネットとして重要な役割を果たしている（最低賃金法第1条など）。

○また、近年、最低賃金額の水準に係る法改正や枠組みがなされている。

・最低賃金法改正法の施行（平成20年7月1日）
　最低賃金について、生活保護との整合性も考慮するよう決定基準を明確化
・雇用戦略対話における最低賃金引上げ目標(※)に関する合意（平成22年6月3日）
　2020年までの「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指すこと」を、政労使の間で合意
　※上記目標は、新成長戦略で掲げている「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長」が前提
・新成長戦略の閣議決定（平成22年6月18日）
　上記の合意を受けて、最低賃金の引上げについて、2020年までの目標として「全国最低800円、全国平均1000円」が掲げられた。

○ 近年の最低賃金の引上げの状況

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
時間額	673	687	703	713	730
前年比	+5	+14	+16	+10	+17

施策の概要

○最低賃金制度がセーフティネットとして有効に機能するためには、最低賃金制度及び改定された最低賃金額を、労使をはじめ国民全般に広く周知徹底を図ることが重要。

（具体的施策）
○最低賃金制度及び最低賃金額の周知を目的として、以下の取組みを実施
・地方公共団体を通じた周知
　市町村広報誌への最低賃金制度及び最低賃金額の掲載依頼
・マスメディア等を通じた周知
　各種広告媒体（ポスター、リーフレット等）の作成、新聞広告、主要駅などへのポスター掲示及びリーフレット配布等

実績評価書様式

（厚生労働省23（Ⅲ－１－５））

施策目標名	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援を充実する（施策中目標Ⅲ－１－５）
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 （施策小目標1）児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること （施策小目標2）虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること （施策小目標3）配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制を整備すること
施策の背景・枠組み（根拠法令、政府決定、関連計画等）	児童虐待への対応については、平成12年に施行された児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）が、平成16年及び平成19年に改正されるなどして、制度的な対応について充実が図られてきました。 また、児童福祉法においても、平成16年の改正により、要保護児童対策地域協議会の法定化等が行われたほか、平成20年改正により、新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養育の充実、要保護児童対策地域協議会の機能強化等が行われるなどの体制整備が行われてきました。 しかしながら、子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続け、平成21年度には44,211件となるなど、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。 配偶者による暴力〔DV（ドメスティック・バイオレンス）〕の問題については、婦人相談所等における夫等の暴力の相談件数および相談全体に占める夫等の暴力の割合が、年々増加するなど、配偶者からの暴力が深刻な社会問題となってきた等を背景として、平成13年4月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）が成立しました。同法において、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設が、配偶者からの暴力の被害者である女性（暴力被害女性）の相談・保護を行うこともその役割とされました。
予算書との関係・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 （項）児童虐待等防止対策費 （項）子ども・子育て支援対策費　（目）子育て支援交付金（一部）※平成22年度までは次世代育成支援対策交付金（一部）として計上。

施策の予算額・執行額等

※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。

区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
予算の状況（千円）	当初予算(a)	－	82,127,554	84,467,793	86,011,050	87,772,846	
	補正予算(b)	－	▲4,005	▲987,503	0	－	
	繰越し等(c)	－	0	0	0	－	
	合計(a＋b＋c)	－	82,123,549	83,480,290	86,011,050	87,772,846	
執行額（千円、d）		－	80,870,605	82,391,812	85,094,005		
執行率（%、d/(a＋b＋c)）		－	98.47	98.70	98.93		

※上記の金額の他に「子育て支援交付金（平成23年度予算額50,000,000千円）の内数」が加わる。

施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

施政方針演説等の名称	年月日	関係部分（概要・記載箇所）
「子ども・子育てビジョン」（閣議決定）	平成22年1月29日	5年間を目途（平成26年度）として、児童虐待防止対策の推進に関連して、以下の数値目標を目指すこととしています。 ・子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合を80%（市はすべて配置）にする ・小規模グループケアのか所数　800か所 ・地域小規模児童養護施設のか所数　300か所 ・里親等委託率　16%

測定指標

指標	基準値	実績値					目標値
指標1 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合	－	18年度	19年度	20年度	21 年度	22年度	26年度
	－	－	－	－	58.3%	61.6%	80.0%
年度ごとの目標値		－	－	－	－	－	
指標2 小規模グループケアの実施	－	18年度	19年度	20年度	21 年度	22年度	26年度
	－	322	357	446	458	528	800
年度ごとの目標値		－	－	－	－	－	
指標3 地域小規模児童養護の実施	－	18年度	19年度	20年度	21 年度	22年度	26年度
	－	118	146	171	190	214	300
年度ごとの目標値		－	－	－	－	－	
指標4 里親等委託の実施（委託率）	－	18年度	19年度	20年度	21 年度	22年度	26年度
	－	9.4%	9.9%	10.4%	10.8%	-	16.0%
年度ごとの目標値		－	－	－	－	－	
指標5 配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数	－	18年度	19年度	20年度	21 年度	22年度	23年度
	－	22,315	23,758	24,879	27,183	－	前年度以上
年度ごとの目標値		－	－	－	－	－	

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	指標1について、市町村における子どもを守る地域ネットワークの調整機関に一定の専門性をもった職員の配置が進んでいることにより、ネットワークの体制整備が進んでいるものと考えられる。 指標2～4について、実績値が前年度を上回っており、子どもの保護・支援の体制の整備が進んでいる。26年度の目標値を達成するため、引き続き施策の推進が必要である。 指標5について、実績値が前年度を上回っており、配偶者からの暴力被害者の相談等の体制を整備が進んでいる。
	効率性の評価	指標1～5については、毎年度実績値が増加しているところであるが、引き続き効率的な事業の実施を推進していく必要がある。
	【評価の総括】 現状分析 （施策の必要性の評価）と 今後の方向性	虐待を受けている子ども等の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関等が情報共有を図り、適切な連携の下で対応していくことが重要である。このため、国として、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関として子どもを守る地域ネットワークの設置を推進してきたところであり、子どもを守る地域ネットワーク又は任意設置の虐待防止ネットワークを設置している市区町村の割合は、平成22年4月1日現在で98.7%となり、ほとんどの市区町村で設置が進んでいるが、専門職員の確保、質の向上などネットワーク設置後の機能強化を図ることが重要であり、引き続きネットワークの機能強化のための施策を推進していく必要がある。 社会的養護を必要としている子どもの数は増加しており、これらの子どもが健やかに育ち、一般家庭の子どもと平等のスタートラインに立てるよう、保護・支援の体制をさらに充実させていく必要があり、施設の小規模化、里親推進等による家庭的養護の推進等に取り組む必要がある。 また、配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数は増加しており、婦人相談所等の機能を強化し、被害者に対する支援を充実させていく必要がある。

評価結果の政策への反映の方向性	予算について	以下の口で囲んだ方向で検討します。 ・廃止 ・見直しの上（増額／現状維持／減額） ・見直しをせず現状維持
	税制改正要望について	—
	機構・定員について	—

学識経験を有する者の知見の活用	

参考・関連資料等	○関連法令（厚生労働省法令等データベースサービス） URL：http://wwwhourei.mhlw.go.jp/hourei/ ○子ども・子育てビジョン（内閣府ホームページ） URL：http://www8.cao.go.jp/shoushi/vision/index.html ○「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第6次報告）」 URL：http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv37/index_6.html ○児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会 URL：http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000al1v.html ○第3次男女共同参画基本計画 URL：http://www.gender.go.jp/kihon-keikaku/3rd/

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	虐待防止対策室長 杉上春彦 家庭福祉課長 高橋俊之	評価書作成日	平成23年6月30日

（注）児童虐待防止対策については、総務課虐待防止対策室長　杉上春彦

（注）配偶者による暴力被害者対策については、家庭福祉課長　高橋俊之

地域における児童虐待防止のシステム

- ○ 従来の児童虐待防止対策は、児童相談所のみで対応する仕組みであったが、平成16年の児童虐待防止法等の改正により、「市町村」も虐待の通告先となり、「市町村」と「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなっている
- ○ 市町村虐待相談対応件数　　平成17年度 40,222件 → 平成21年度 57,299件
- ○ 各市町村単位で、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の設置が進んでいる（平成22年4月1日現在、95．6%の市町村で設置（任意設置の虐待防止ネットワークを含むと98．7%））。
- ○ 平成20年の児童福祉法改正法により、21年4月より、協議会の支援対象について、これまでの要保護児童に加え、乳児家庭全戸訪問事業等で把握した養育支援を必要とする児童や出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦も追加された。

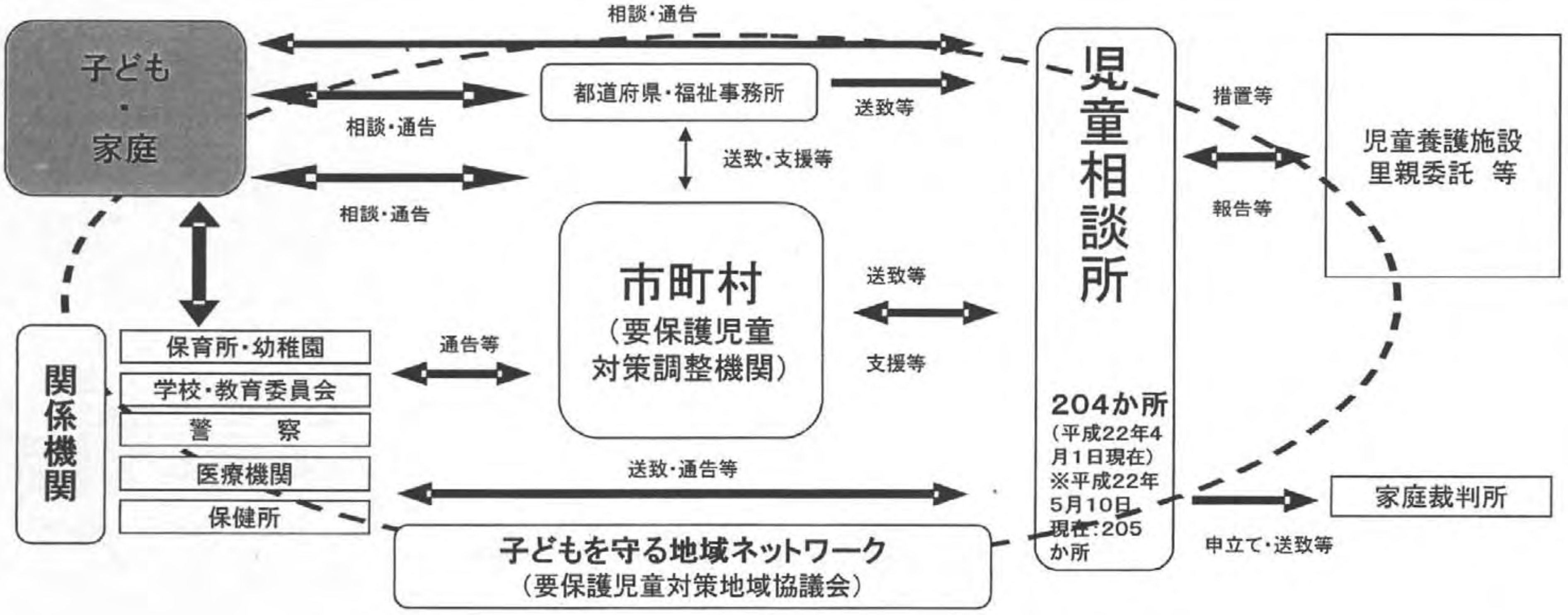

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）について

果たすべき機能

要保護児童等（要支援児童や妊婦を含む。）の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、
- 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村（場合によっては都道府県）が、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を設置し、

① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、

② 個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要

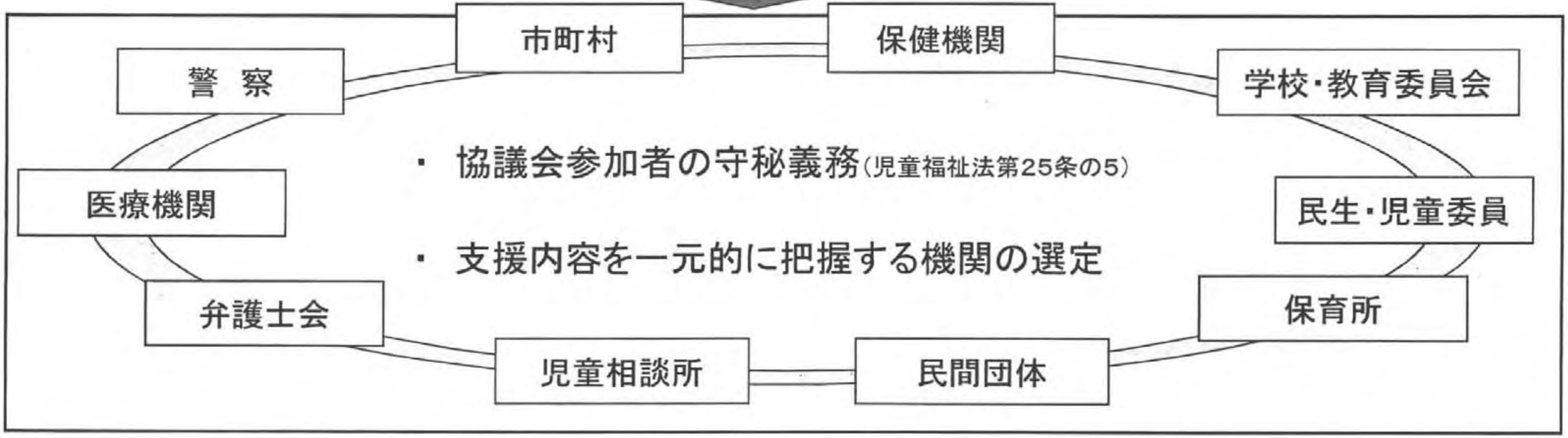

施設の小規模化と家庭的な養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

より家庭的な養育環境 →

児童養護施設

大舎(20人以上)
中舎(13～19人)
小舎(12人以下)

1歳～18歳未満(必要な場合0歳～20歳未満)

職員
施設等のほか
就学児童6:1
3歳以上 4:1
3歳未満2:1

587か所
定員34，569人
現員30，594人

小規模グループケア(ユニットケア)

本体施設において小規模なグループ によるケアを行う

1グループ6～8人
乳児院は4～6人

職員1人＋管理宿直を加算

528か所
→26年度目標
800か所
(乳児院等を含む)

地域小規模児童養護施設(グループホーム)

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

定員6人

職員2人＋非常勤1人＋管理宿直

219か所
→26年度目標
300か所

小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

養育者の住居において家庭的養護を行う

定員5～6人

養育者及び補助者 合わせて3人

126か所
→26年度目標
140か所

里親

家庭における養育を里親に委託

児童4人まで

登録里親数 7，180世帯
うち養育里親 5，823世帯
専門里親 548世帯
養子縁組里親 1，451世帯
親族里親 342世帯

委託里親数 2，837世帯
委託児童数 3，836人

→26年度目標
養育里親登録8，000世帯
専門里親登録 800世帯

乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)

129か所
定員3，794人、現員2，968人

里親等委託率
(里親＋ﾌｧﾐ／養護＋乳児＋里親＋ﾌｧﾐ)

22年3月末 10．8%
→26年度目標 16%

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)

養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援

76か所 →26年度目標 160か所

※「26年度目標」は、子ども子育てビジョン
施設の定員、現員及び里親数等は22年3月末福祉行政報告例。
施設数、地域小規模児童養護施設・ファミリーホーム・自立援助ホームのか所数は23年4月1日家庭福祉課調べ。
小規模ｸﾞﾙｰﾌﾟｹｱのか所数は23年3月末家庭福祉課調べ。

厚生労働行政におけるＤＶ被害者の自立支援の取組み

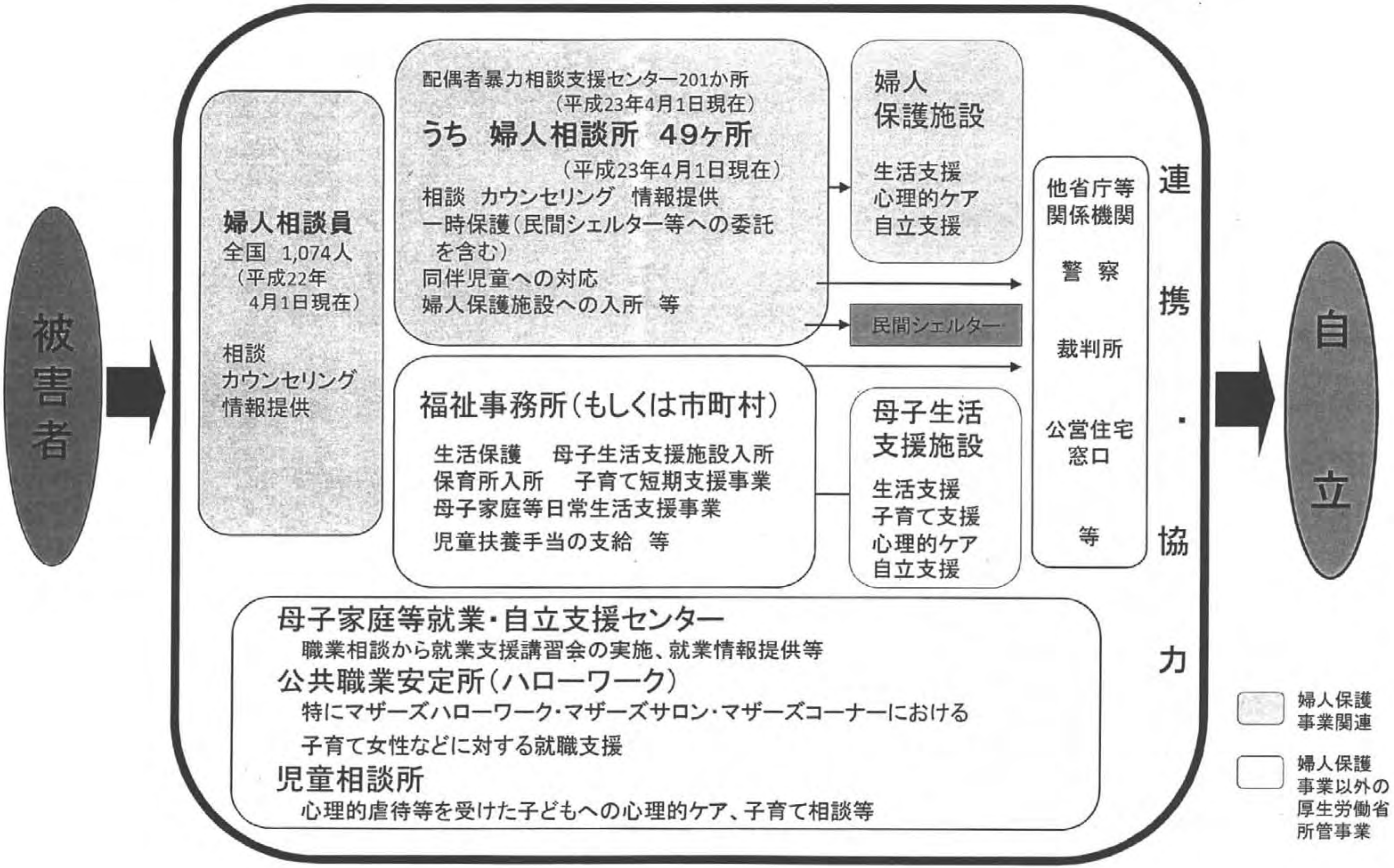

別紙1

実績評価書様式

（厚生労働省23（Ⅳ－１－２））

施策目標名	医療需要に見合った医療従事者を確保する（施策中目標Ⅳ－１－２）
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 （施策小目標１）女性医師・看護師等の離職防止、復職支援を図ること
施策の背景・枠組み（根拠法令、政府決定、関連計画等）	○　医師確保については、「新成長戦略2010」（平成22年6月18日閣議決定）において、「医療提供体制（マンパワーを含む。）に関する今後の需要予測を踏まえたグランドデザインの策定」が盛り込まれるとともに、民主党マニフェスト2010においても「地域の医師不足解消に向けて、医師を1.5倍に増やすことを目標に、医学部学生を増やします。看護師など医療従事者の増員に、引き続き取り組みます」とされているところであり、医学部定員の増員や、女性医師の離職防止・復職支援策に取り組んでいる。 ○　看護職員の確保については、看護師等の人材確保の推進に関する法律（平成4年法律第86号）第4条において、 ・　国は、看護師等の養成、研修等による資質の向上及び就業の促進並びに病院等に勤務する看護師等の処遇の改善その他看護師等の確保の促進のために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。 ・　国は、看護師等の処遇の改善に努める病院等の健全な経営が確保されるよう必要な配慮をしなければならない。 とされており、これらの規定に基づき、養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等に関する施策を行っている。
予算書との関係・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 （項）医療従事者等確保対策費：医療従事者等の確保対策に必要な経費

施策の予算額・執行額等

※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。

区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
予算の状況（千円）	当初予算（a）	235,576	694,483	720,160	556,037	487,902	
	補正予算（b）	0	0	0	0	0	
	繰越し等（c）	0	0	0	0	0	
	合計（a＋b＋c）	235,576	694,483	720,160	556,037	487902	
執行額（千円、d）		204,869	333,633	382,475	601,268		
執行率（%、d/(a＋b＋c)）		87.0%	48.0%	53.1%	108.1%		

施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）		
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分（概要・記載箇所）

測定指標

指標	基準値	実績値					目標値
就業医師数（前回調査時以上／調査時） 調査名：医師・歯科医師・薬剤師調査 調査主体：厚生労働省大臣官房統計情報部		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		275,639	-	284,543	-	【P】	【P】
年度ごとの目標値			275,639	275,639	284,543	284,543	
病院勤務医師数（前回調査時以上／調査時） 調査名：医師・歯科医師・薬剤師調査 調査主体：厚生労働省大臣官房統計情報部		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		168,327	-	174,266	-	【P】	【P】
年度ごとの目標値			168,327	168,327	174,266	174,266	
就業女性医師数（前回調査時以上／調査時） 調査名：医師・歯科医師・薬剤師調査 調査主体：厚生労働省大臣官房統計情報部		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		47,283	-	51,381	-	【P】	【P】
年度ごとの目標値			47,283	47,283	51,381	51,381	
就業看護職員数（前回調査時以上／調査時） 調査名：医政局看護課調べ 調査主体：医政局看護課（12月末に集計）		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		1,333,045	1,370,264	1,397,333	1,433,772	【P】	【P】
年度ごとの目標値		1,308,409	1,333,045	1,370,264	1,397,333	1,433,772	

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	○女性医師等に対する離職防止、復職支援については、出産や育児等により離職している女性医師等のため、都道府県に受付・相談窓口を設置し、研修受入れ医療機関の紹介や復職後の勤務態様に応じた研修を実施する「女性医師等就労支援事業」や、女性医師がライフステージに応じて働くことのできる柔軟な勤務形態の促進を図るため、パートタイム勤務等の職業斡旋事業を実施する「女性医師支援センター事業」を実施するなどの施策を講じており、指標として掲げた就業女性医師数も平成18年度から毎年度、目標値（前回調査時）を上回る実績値を残している。 ○看護職員の確保については、看護師等養成所の運営費補助、病院内保育所及び新人看護職員研修の支援、ナースセンターにおける求人求職情報の提供や就職あっせん等の人材確保に向けた総合的な支援事業等に対する国庫補助を行っているところであり、指標として掲げた就業看護職員数についても、毎年度、目標値（前回調査時）を上回る実績値を残している。 ○以上より、上記施策の有効性は高いものと評価できる。
	効率性の評価	○女性医師支援センター事業については、（社）日本医師会へ当該事業を委託している。当該法人は47都道府県医師会の会員で構成されており、医師の職能団体としては我が国最大（会員16．6万人）の団体であり、全医師の約6割が会員となっている。また、病院開設者の5割以上が会員となっているため、医療機関と連携して女性医師の離職防止や再就業の促進を図るため、無料職業紹介やライフステージに応じて働くことができる柔軟な勤務形態の確立等の方策を最も効率的に実施できる法人であり、同法人に事業を委託することで当該事業を効率的に実施していると評価できる。 また、事業の内容自体も、求職者（医師）と求人者（医療機関）とが、それぞれインターネットを介して登録を行い、求職・求人情報を確認できるようにすることで、効率的な職業斡旋事業の運営を可能としており、当該施策の効率性について評価できる。 ○ナースセンター事業においては、求人求職情報の提供や就職あっせん等の業務について、各都道府県ごとに「都道府県ナースセンター」として1の公益法人を指定し事業を委託しており、当該地域の実情に応じた施策を展開しているところ。また、「中央ナースセンター」においては、これら都道府県ナースセンターの業務に関して、連絡調整及び指導・助言を行い、また、情報・資料を収集し他の都道府県ナースセンターと情報共有することで、ナースセンター事業の一体的な運営を可能としている。以上の観点から、当該施策の効率性について評価できる。 なお、「中央ナースセンター」事業については、看護職員の職能団体としては我が国最大の公益社団法人日本看護協会へ委託しており、全国的なネットワークを活用することで、広く情報提供を行うことが可能であり、この点においても効率的に実施していると評価できる
	【評価の総括】 現状分析 （施策の必要性の評価）と 今後の方向性	【現状分析】（施策の必要性の評価） ○医師として就業している者の割合については、男性医師及び女性医師のいずれも学部卒業後、卒後年数とともに低下しており、特に、卒後概ね10年目から20年目付近にかけて、男性医師の就業率に比べて女性医師の就業率の減少幅が大きい。当該就業率の差については、女性医師が出産・育児により離職していることが一つの要因となっているものと考えられるため、この時期の未就業の女性医師に対して、引き続き離職防止・復職支援策を行っていくことで、医師確保につなげていく必要がある。 ○看護職員については、「第七次看護職員需給見通しに関する検討会」において、平成22年12月に、平成23年から平成27年までの新たな看護職員需給見通しを取りまとめ、平成23年における需要見込み140.4万人に対して、平成27年における需要見込みが150.1万人と、10万人弱の増加が見込まれることから、引き続き看護職員確保のための対策が必要である。 【今後の方向性】 ○女性医師の離職防止、復職支援については、各都道府県に対して、当該事業に関する意見・要望等の調査を行っており、また、国民目線での事業改善を目的として厚生労働省に設置された「アフターサービス推進室」と連携し、当該事業を利用して復職した医師や未就業の医師よりヒアリングを行い、事業のさらなる効率的・効果的運営を検討するなどの取組を行っているところ。今後も、当該調査等の結果等も参考に、現場のニーズに応じた施策を展開していくこととしている。 ○看護職員確保については、看護職員の需給見通しの結果も踏まえ、引き続き、定着促進を始め、養成促進、再就業支援にわたる確保対策について一層の推進を図ることにより、需要に沿った看護職員の確保着実に実現していくこととしている。

評価結果の政策への反映の方向性	予算について	見直しをせず現状維持
	税制改正要望について	該当なし

	機構・定員について	該当なし

学識経験を有する者の知見の活用	

参考・関連資料等	○新成長戦略2010 URL:http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf ○民主党マニフェスト2010 URL:http://www.dpj.or.jp/special/manifesto2010/ ○看護師等の人材確保の推進に関する法律(平成4年法律第86号)URL:http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%8a%c5%8c%ec%8e%74%93%99&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H04HO086&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1 ○「第七次看護職員需給見通しに関する検討会」報告書について URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000z68f.html ○「医師・歯科医師・薬剤師調査」 URL:http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/33-20.html ○必要医師数実態調査(指標1～3関係) URL:http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryou/other/iryou01.html ○衛生行政報告例(看護職員数関係)(指標4関係) URL:http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/36-19a.html ○関連事業の行政事業レビューシート URL:http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/rv3.html

担当部局名	医政局医事課、看護課	作成責任者名	医事課長 村田善則	評価書作成日	平成23年6月17日

(注)看護職員関係については、看護課長 岩澤和子

医療従事者の確保について

平成23年7月20日
厚生労働省
医政局医事課･看護課

新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～（抄）

Ⅱ 健康大国戦略

1．医療・介護サービスの基盤強化、高齢者の安心な暮らしの実現

医療提供体制（マンパワーを含む。）に関する今後の需要予測を踏まえたグランドデザインの策定

民主党の政権政策Manifesto2010（抄）

5. 年金・医療・介護・障がい者福祉

● 地域の医師不足解消に向けて、医師を1.5倍に増やすことを目標に、医学部学生を増やします。看護師など医療従事者の増員に、引き続き取り組みます。

◆看護師等の人材確保の推進に関する法律

（平成4年法律第86号）（抄）

（国及び地方公共団体の責務）

第四条　国は、看護師等の養成、研修等による資質の向上及び就業の促進並びに病院等に勤務する看護師等の処遇の改善その他看護師等の確保の促進のために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

２　（略）

３　（略）

４　地方公共団体は、看護に対する住民の関心と理解を深めるとともに、看護師等の確保を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

女性医師の推移

○全医師数に占める女性医師の割合は増加傾向にあり、平成20年時点で18.1%を占める。

○近年、医学部入学者に占める女性の割合は約３分の１となっているなど、若年層における女性医師の増加は著しい。

女性医師数の割合

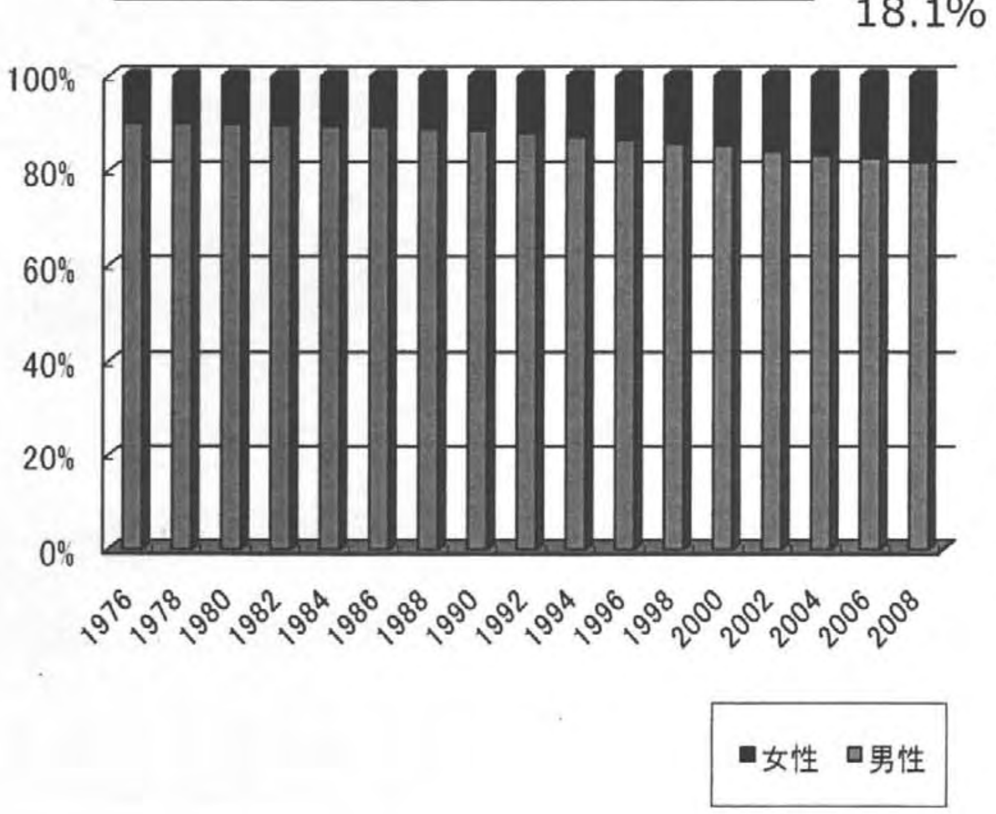

（出典）医師・歯科医師・薬剤師調査

医学部入学者数に占める女性の割合

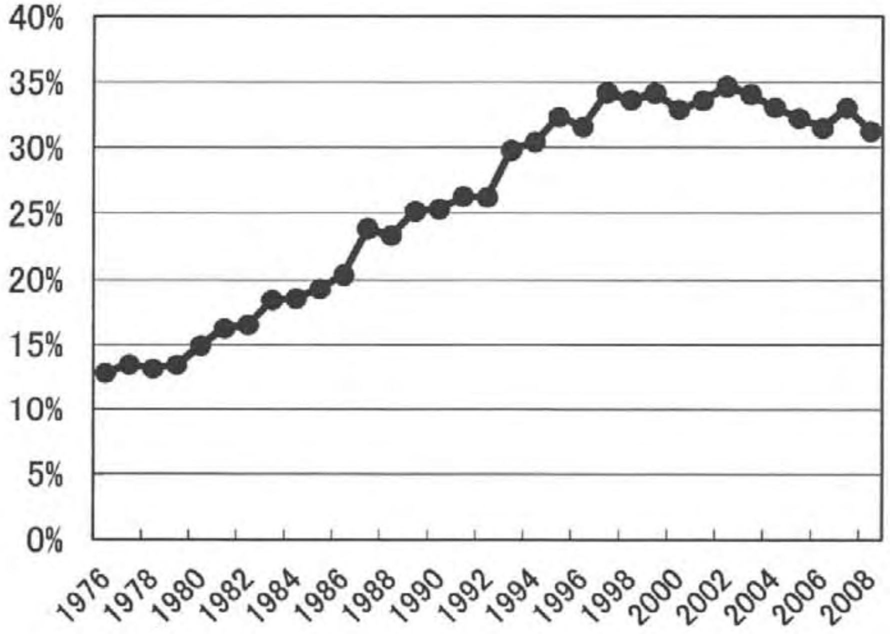

（出典）文部科学省「学校基本調査」

女性医師の就業率のM字カーブ

女性医師が医師として就業している率は、医学部卒業後、年が経つにつれて、減少傾向をたどり、卒業後11年（概ね36歳）で76.0%で最低となった後、再び就業率が回復していく。

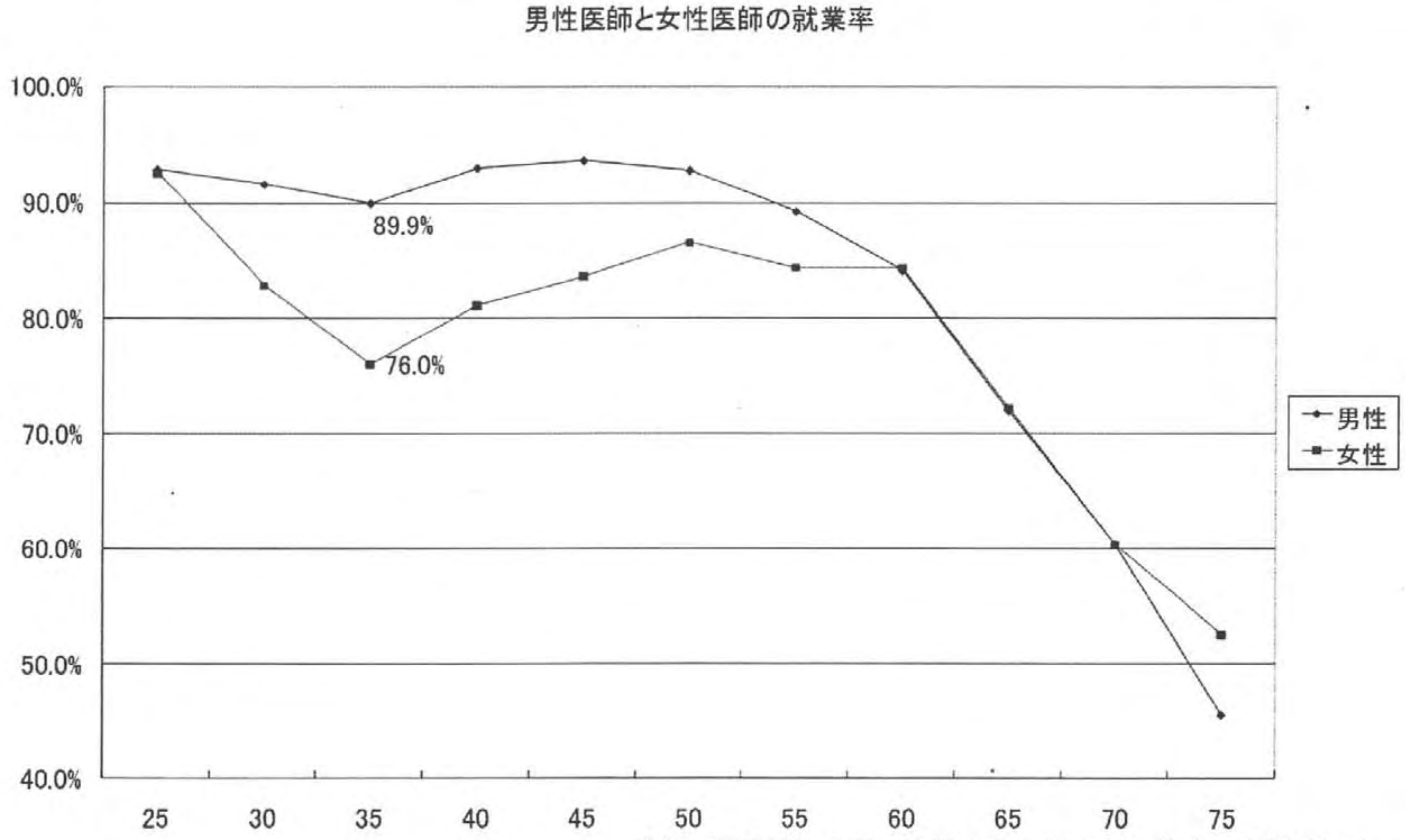

（注）医師が２５歳で卒業すると仮定した場合の就業率である。
「日本の医師需給の実証的調査研究 」（主任研究者 長谷川敏彦）

女性医師支援センター事業

※日本医師会への委託事業（H１８～）

23年度予算額	22年度予算額
150百万円	（156百万円）

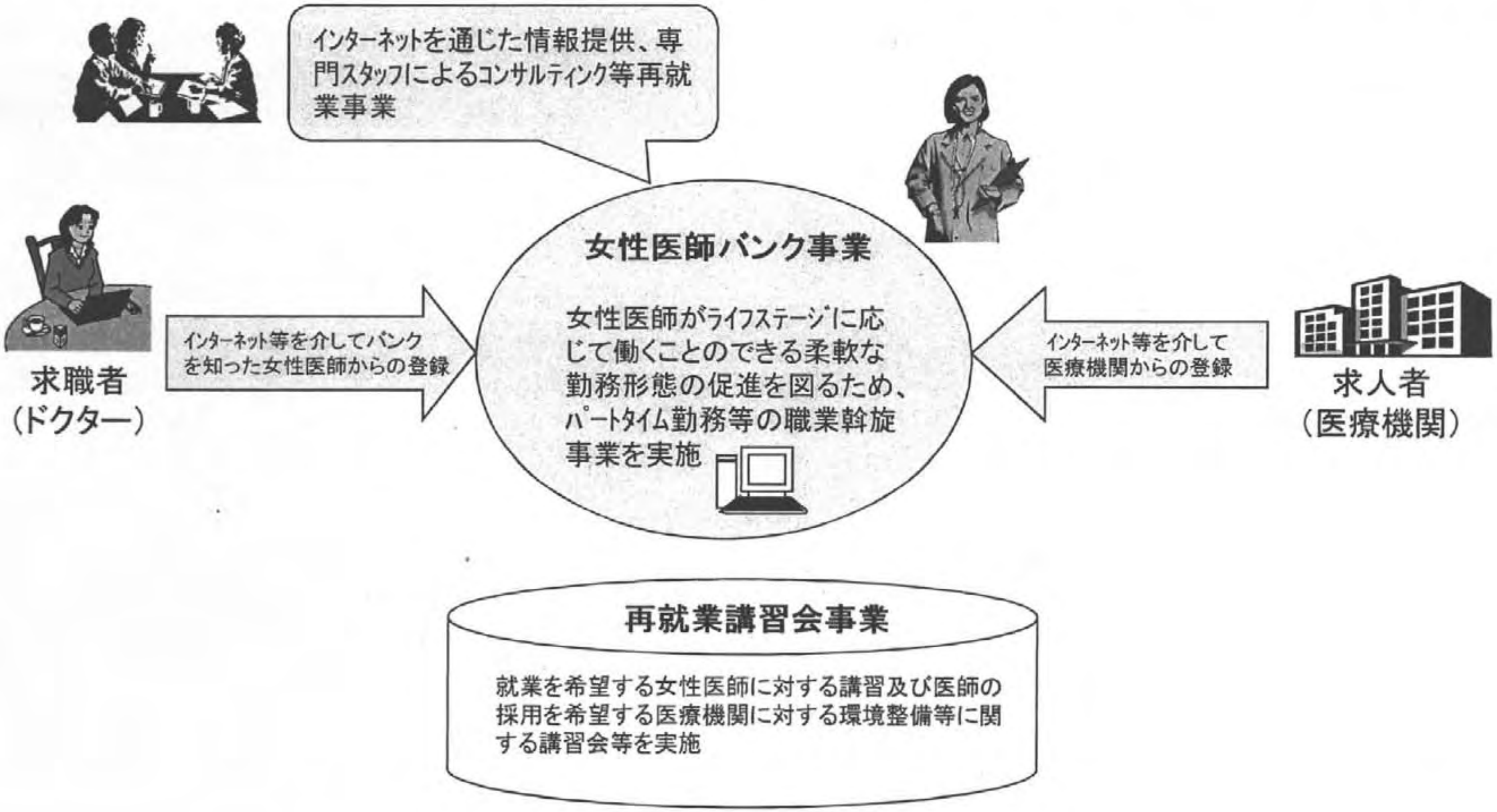

女性医師等就労支援事業
（都道府県に対する補助事業）

23年度予算額 **224百万円**　22年度予算額 **（286百万円）**

（事業概要）
女性医師等の再就業が困難な状況の大きな要因として、就学前の乳幼児の子育て、配偶者の転勤、日進月歩で進む医療の現場に戻りづらい等の理由が挙げられている。離職後の再就業に不安を抱える女性医師等に対し、相談窓口を設置して、復職のための受入医療機関の紹介や仕事と家庭の両立支援のための助言等を行い、また、医療機関における仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行い、離職防止や再就業の促進を図る。

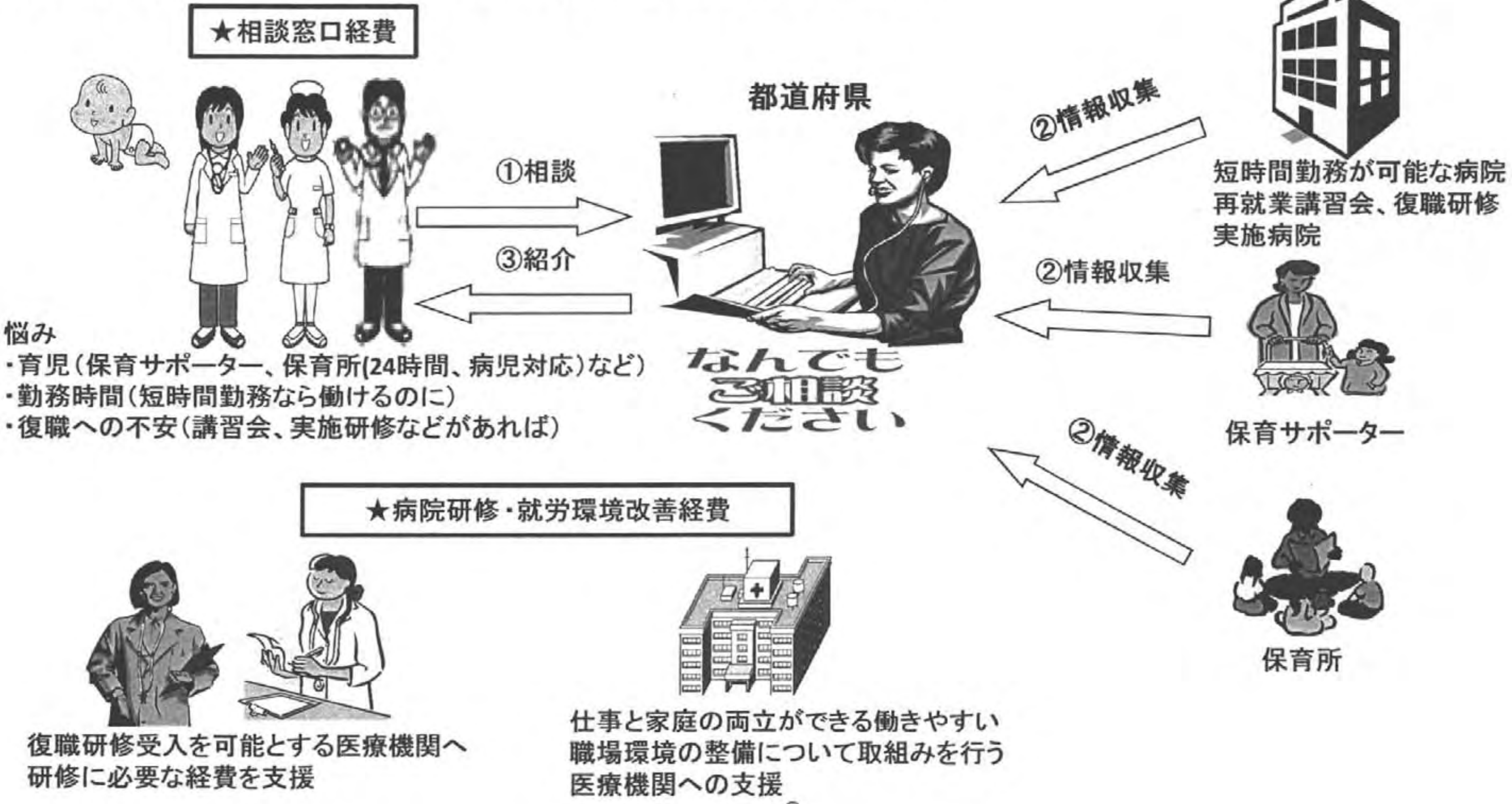

看護職員就業者数の推移

看護職員全体　1,433,772人（平成21年）

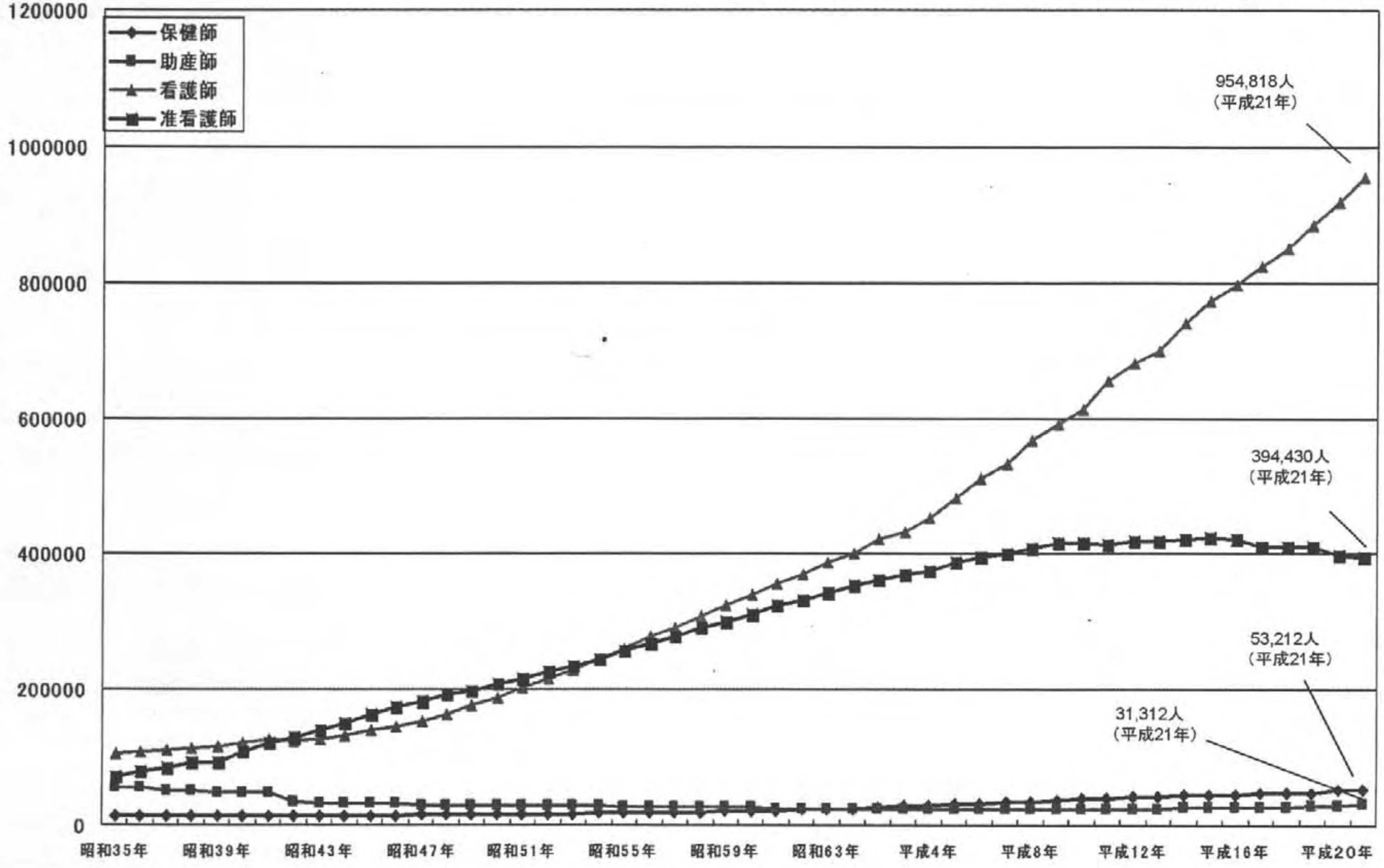

厚生労働省医政局看護課調べ

ナースセンター事業（概要）

平成23年度予算額　**114,028千円**　　平成22年度予算額　**（114,032千円）**

（ア）中央ナースセンター　　1か所（各都道府県ナースセンターの中央機関）
（イ）都道府県ナースセンター　47か所

各都道府県の看護職員確保対策の拠点として、次の事業を行う。

① 近年の少子化傾向から若年労働力人口の減少を踏まえ、潜在看護職員の就業促進を行うナースバンク事業
② 高齢社会の到来に対応するための訪問看護支援事業（訪問看護師養成講習会等）
③ 看護対策の基盤となる「看護の心」の普及に関する事業

ナースセンター組織図

中央ナースセンター（人材確保法第20条）

［事業概要］都道府県ナースセンターの中央機関として下記の事業を行う。
① 事業の調査及び企画調整
② 事業定期報告の集計・分析
③ 都道府県ナースセンターの全国会議
④ 電算機（NCCC）の運用

都道府県ナースセンター（人材確保法第14条）

事業運営委員会

ナースバンク・「看護の心」普及事業部

［事業内容］
（1）ナースバンク事業
　① 再就業相談事業
　② 看護力再開発講習会
　③ 准看護師養成所専任教員再就業研修
（2）「看護の心」普及事業
　看護職員リフレッシュ研修会
（3）看護職員確保対策連絡協議会
（4）電算機（NCCS）の運用

訪 問 看 護 支 援 事 業 部

［事業内容］
（1）訪問看護支援事業
　（訪問看護師からの相談受付）
　（訪問看護業務の実態把握）
（2）訪問看護相談事業
　（在宅療養者等に対する相談・普及）
（3）訪問看護師養成講習会

実績評価書様式

（厚生労働省23（Ⅳ－3－2））

施策目標名	難病対策、ハンセン病対策、エイズ対策を推進する（施策中目標Ⅳ－3－2）
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 （施策小目標1）難病対策を推進すること （施策小目標2）ハンセン病対策を推進すること （施策小目標3）エイズ対策を推進すること
施策の背景・枠組み（根拠法令、政府決定、関連計画等）	○難病対策については、昭和47年10月の「難病対策要綱」を踏まえ、（1）原因が不明であって、治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾患、（2）経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担が大きい疾病に対し、 ①調査研究 の推進 ②医療施設等の整備 ③医療費の自己負担の軽減 ④地域における保健医療福祉の充実・連携 ⑤QOLの向上を目指した福祉施策の推進 の各種施策を推進しています。 ○ハンセン病対策については、「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」（平成13年5月25日）、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）前文及び第11条並びにハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）前文及び第18条に基づき、国は、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消、患者・元患者の名誉回復等を図ることとされています。 ○エイズ対策については、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成18年厚生労働省告示第89号。以下「エイズ予防指針」という。）において、エイズの発生の予防及びまん延の防止を図るため、国、地方公共団体、医療関係者及びNGO等が連携して、 ①エイズに関する正しい知識の普及啓発及び教育 ②保健所等における検査・相談体制の充実 ③患者等に対する人権を尊重した良質かつ適切な医療の提供 等の施策を行うこととされています。
予算書との関係・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 （項）感染症対策費 　（大事項）感染症予防事業等に必要な経費（一部） （項）特定疾患等対策費（全部） 　（大事項）特定疾患等対策に必要な経費 　（大事項）特定疾患の治療研究に必要な経費 　（大事項）特定疾患等の予防・治療等の充実に必要な経費

施策の予算額・執行額等

※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。

区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
予算の状況（千円）	当初予算（a）	33,074,715	36,370,980	30,785,566	34,863,149	34,867,437	調整中
	補正予算（b）	0	0	2,775,774	0	0	
	繰越し等（c）	0	0	0	0	0	
	合計（a＋b＋c）	33,074,715	36,370,980	33,561,340	34,863,149		
執行額（千円、d）		32,006,865	35,717,490	32,033,600	33,713,768		
執行率（%、d/(a＋b＋c)）		96.8%	98.2%	95.4%	98.2%		

施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

施政方針演説等の名称	年月日	関係部分（概要・記載箇所）

測定指標

指標1 特定疾患治療研究事業の受給者証交付件数（前年度以上／毎年度）	基準値	実績値					目標値
	－	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		585,824	615,568	647,604	679,335	集計中	前年度以上
年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	

指標2 ハンセン病資料館の入館者数（前年度以上／毎年度）	基準値	実績値					目標値
	－	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		－	21,120	23,044	21,881	22,515	前年度以上
年度ごとの目標値		－	－	前年度以上	前年度以上	前年度以上	

指標3 保健所等におけるHIV抗体検査件数（前年以上／毎年）	基準値	実績値					目標値
	－	18年	19年	20年	21年	22年	23年
		116,550	153,816	177,156	150,252	130,930	前年以上
年度ごとの目標値		前年以上	前年以上	前年以上	前年以上	前年以上	

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	○特定疾患治療研究事業（いわゆる難病の医療費助成）の受給者証交付件数は年々増加しており、対象疾患の医療の確立及び普及、難病患者の医療費の負担軽減を図る上で有効です。 ○ハンセン病資料館においては、ハンセン病関係資料の収集・展示、元患者の方々の語り部による体験談の講話等の取組を行っており、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図る上で有効です。 ○国民が受検しやすいHIV検査体制を整備し、社会全体として高い受検率を維持することにより、HIV感染の早期発見及び早期治療が可能となり、感染症の発生及び蔓延の防止に有効です。
	効率性の評価	○特定疾患治療研究事業（いわゆる難病の医療費助成）により、対象患者が比較的少数で難治度・重症度が高い疾患について、一定の症例数を確保し、治療研究に役立てることにより、対象疾患の医療の確立に資すると同時に、難病患者の医療費の負担軽減を図ることができるため、効率的です。 ○ハンセン病資料館を情報発信の中核として、ハンセン病関係資料の収集・展示、元患者の方々の語り部による体験談の講話等の各取組を実施することにより、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復に資するため、効率的です。 ○HIV抗体検査の受検率を向上させることにより、HIV感染者及びエイズ患者の早期発見及び早期治療につながり、感染拡大の防止を図ることができるため、国民の健康を確保する手段として効率的です。
	【評価の総括】 現状分析 （施策の必要性の評価）と 今後の方向性	○特定疾患治療研究事業（いわゆる難病の医療費助成）は、対象疾患の医療の確立及び普及、難病患者の医療費の負担軽減を図る上で重要な施策です。 　他方、本事業においては、対象疾患の拡大要望や都道府県の超過負担などの課題があり、今後の難病患者に対する医療費支援の在り方について、現在、厚生労働省に設置された「新たな難治性疾患対策の在り方検討チーム」において制度横断的に検討を行っているところであり、その結果も踏まえつつ、引き続き本事業を実施していきます。 ○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律においては、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されており、とりわけ、ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならないとされている。このため、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復のため、引き続き本事業を実施していきます。 ○HIV検査・相談体制を充実させることにより、HIV感染の早期に発見し、早期かつ適切な治療を推進することは、国民の健康保持の観点から非常に重要です。エイズ予防指針については、現在、見直しに向けた検討を行っているところであり、その結果を踏まえ、HIV検査・相談体制の在り方について必要に応じて見直しを行い、引き続き本事業を実施していきます。

評価結果の政策への反映の方向性	予算について	以下の□で囲んだ方向で検討します。 ・廃止 ・見直しの上（増額／現状維持／減額） ・見直しをせず現状維持
	税制改正要望について	特になし
	機構・定員について	以下の方向で検討します。 ・増員（難病国際調整官の増員。難病に関する治療研究情報のグローバル化・国際間相互利益の共有化の動きに対応し、難病の早期の原因解明及び新たな治療法・開発を推進するため。） ・増員（エイズ対策室長の新設。新規HIV感染者・エイズ患者の増加や治療の進歩に伴う長期療養患者の増加に対応し、効果的な普及啓発、安定的な医療の提供等の施策を推進するため。）

学識経験を有する者の知見の活用	

参考・関連資料等	○難病情報センターHP　http://www.nanbyou.or.jp/ ○エイズ予防情報ネットHP　http://api-net.jfap.or.jp/ ○関連法令（右記検索サイトから検索できます）　http://wwwhourei.mhlw.go.jp/hourei/

担当部局名	健康局疾病対策課	作成責任者名	健康局疾病対策課長 難波　吉雄	評価書作成日	

難病対策について

現行の難病対策は、①希少性、②原因不明、③効果的な治療法が未確立、④生活面への長期にわたる支障（長期療養を必要とする）という要件を満たす疾患を対象として、以下の5本の柱に基づき各種の施策を実施している。

【難病の研究】

① 調査研究の推進（昭和47年度～）

・難治性疾患克服研究事業等の研究補助

【難病の医療】

②医療施設等の整備（昭和47年度～）

・重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業 等

③医療費の自己負担の軽減（昭和47年度～）

・特定疾患治療研究事業による医療費補助

【難病の保健・福祉】

④地域における保健医療福祉の充実・連携（平成10年度～）

・難病相談・支援センター事業、患者サポート事業（平成23年度～）等

⑤QOLの向上を目指した福祉施策の推進（平成9年度～）

・難病患者等居宅生活支援事業